

第1回金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会 次第

日時：令和2年7月8日（水）10時00分～

場所：金沢市役所第一本庁舎7階 全員協議会室

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 委員紹介
4. 委員会設置要綱の説明
5. 委員長・委員長代理選出
6. 議事
 - (1) 会議の運営方法について
 - (2) 金沢市ガス事業・発電事業の概要について
 - (3) 事業譲渡基本方針について
 - (4) 主要な論点の整理について
 - (5) 今後のスケジュールについて
 - (6) 募集要項に関する事項について
 - (7) その他
7. 閉会

金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属等
草 薙 真 一	兵庫県立大学国際商経学部 教授
内 田 清 隆	弁護士
坂 下 清 司	公認会計士
青 海 万里子	NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ 事務局長
福 光 松太郎	金沢経済同友会 代表幹事
北 村 哲 志	金沢商工会議所 副会頭
平 嶋 正 実	金沢市公営企業管理者

金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会設置要綱

(令和2年6月17日決裁)

(目的及び設置)

第1条 本市のガス事業及び発電事業の事業承継者（以下「事業承継者」という。）を公平かつ公正に選定するため、金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 事業承継者の公募条件及び選定基準の設定に関する事項
- (2) 事業承継者の審査及び選定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者及び本市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第6条 委員は、委員会の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(責務)

第7条 委員は、事業承継者として選定されようとする者に対して援助を行ってはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企業局経営企画部経営企画課ガス・発電事業譲渡準備室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

審議会等の会議の公開・非公開について

本市では、条例等の規定に基づき、審議会等の会議及び会議要旨等については、以下に該当する場合を除き、公開することとしている。

- ① 法令等に公開しない旨の定めがある場合
- ② 会議の内容が、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例第7条各号に掲げる情報のいずれかに該当するおそれがある場合
- ③ その他正当な理由があると当該審議会等が認める場合

【関係条文抜粋】

金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例

(審議会等)

第13条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、法令等に公開しない旨の定めがあるとき、又は会議の内容が金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第7条各号に掲げる情報のいずれかに該当するおそれその他正当な理由があると当該審議会等が認めるときは、この限りでない。

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例

(行政情報の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたものに対し、当該行政情報を公開しなければならない。

- (1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人情報。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家

公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。以下「国家公務員」という。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員(以下「地方公務員」という。)並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

審議会等の取扱基準について

4 審議会等の公開

- (1) 審議会等の委員の氏名等については、速やかに公表する。
- (2) 会議及び会議要旨等は以下に該当する場合を除き、公開するものとする。
 - ① 法令等により公開しない旨の定めがある場合
 - ② 会議の内容が金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第7条各号に掲げる情報のいずれかに該当するおそれがある場合
 - ③ その他、公開できない正当な理由があると当該審議会等が認める場合

金沢市ガス事業・発電事業の概要

目次

- 1.金沢市ガス事業の概要…… 3P～
- 2.金沢市発電事業の概要…… 9P～
- 3.ガス・電力の自由化の動向…14P～

1. 金沢市ガス事業の概要

金沢市ガス事業の概要

- 大正10（1921）年に民間から事業を譲り受け、昭和28年に地方公営企業法を適用
- 市民生活の利便性・快適性の向上を図るため、土地区画整理事業等に合わせ供給区域を拡大
- 平成15（2003）年度には、都市ガス原料の天然ガスへの転換を完了

- 経営形態 地方公営企業
- 所管部局 企業局
- 事業開始 大正10（1921）年10月1日
- 資本金 87億8,400万円
- 総資産 162億円
- 売上高 63億5,500万円
- 職員数 116人
- 事業内容 都市ガス事業
〔附帯事業〕
簡易ガス事業
ガス機器の卸販売
- 供給区域 金沢市の一部

※各数値は令和元年度未見込

ガス事業の主な沿革

- 明治41年 金沢電気瓦斯株式会社がガス供給開始
- 大正10年 事業を譲り受け、市営ガス事業開始
- 昭和48年 石炭ガスを石油系ガスに転換
(供給熱量 $15.1\text{MJ}/\text{m}^3 \rightarrow 20.9\text{MJ}/\text{m}^3$)
- 昭和63年 金沢湖陽住宅団地に簡易ガス供給開始
- 平成7年 瑞樹団地に簡易ガス供給開始
- 平成9年 LNG受給協定締結
- 平成11年 南森本に簡易ガス供給開始
- 平成12年 天然ガスへの転換着手
大浦・東蚊爪に簡易ガス供給開始
- 平成15年 天然ガスへの転換完了
(供給熱量 $20.9\text{MJkcal}/\text{m}^3 \rightarrow 46\text{MJ}/\text{m}^3$)
- 平成27年 ガスショールーム「ガスぽーと」開所

金沢市における都市ガス供給の仕組み

- LNGを新潟・富山方面及び中京方面からタンクローリーで調達
- 港エネルギーセンターのLNGサテライト設備で都市ガスを製造
- 平野部を中心に総延長約1,480kmの導管網により都市ガスを供給

都市ガスの製造・供給の流れ

〔県外LNG基地〕

新潟県（上越市）
富山県（射水市）
三重県（四日市市）

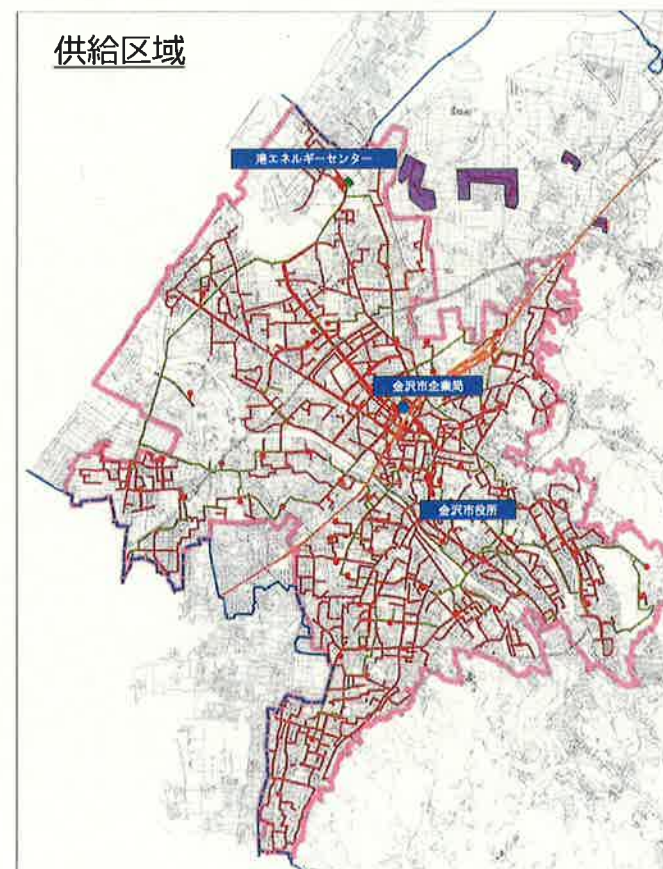
〔金沢市〕

港エネルギーセンター
LNGサテライト設備
受入・貯蔵
再ガス化・熱量調整

港エネルギーセンター設備概要

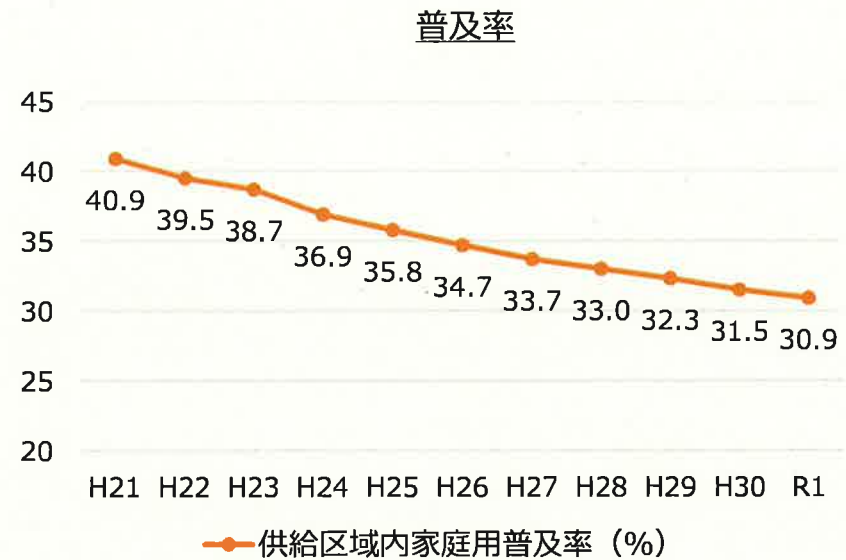
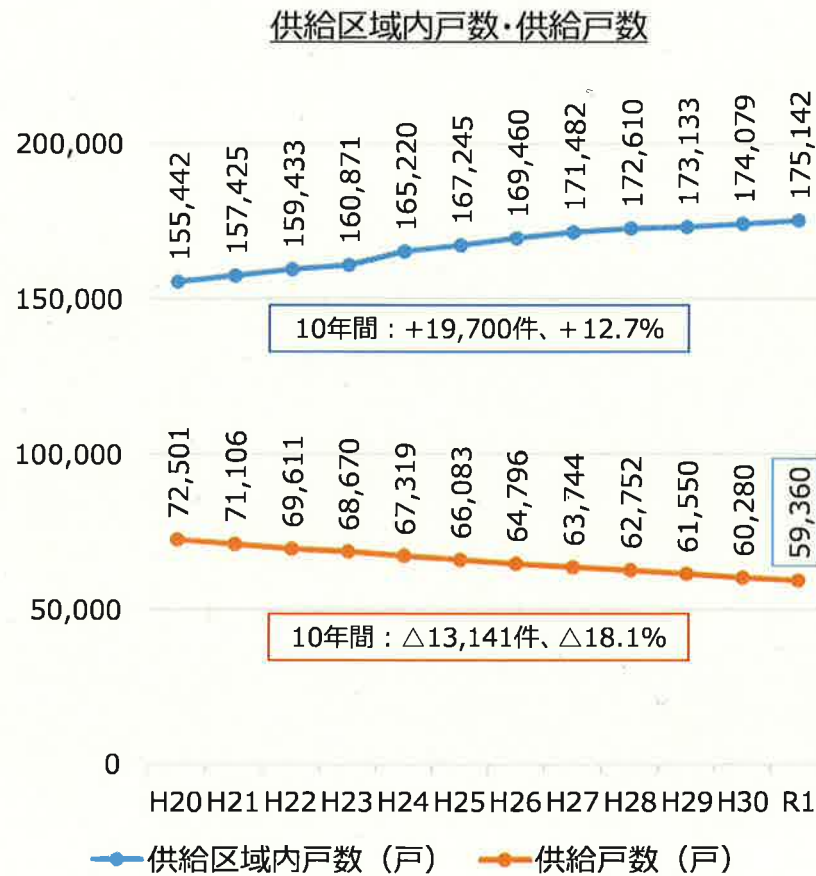
- | | |
|-------------|--------------------------|
| ・製造能力（日最大） | 空温式 180,000 m^3 |
| | 温水式 300,000 m^3 |
| ・球形ガスホルダー容量 | 5,000 m^3 ×2基 |
| ・LNG使用量（年間） | 約3万トン |

供給区域



供給戸数及び普及率の推移

- 供給区域内戸数が増加する一方、供給戸数は、オール電化住宅など他エネルギーとの競合等により減少傾向
- 供給区域内における家庭用の普及率は30.9%まで低下



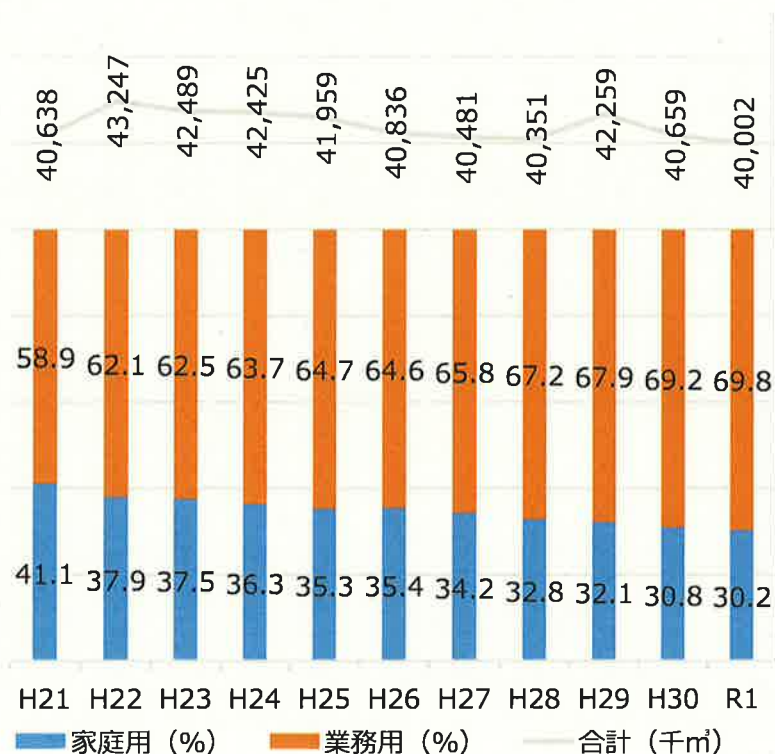
供給戸数用途別内訳

用途	H30	R1	比較
家庭用	54,880	54,038	△842
業務用	5,400	5,322	△78
計	60,280	59,360	△920

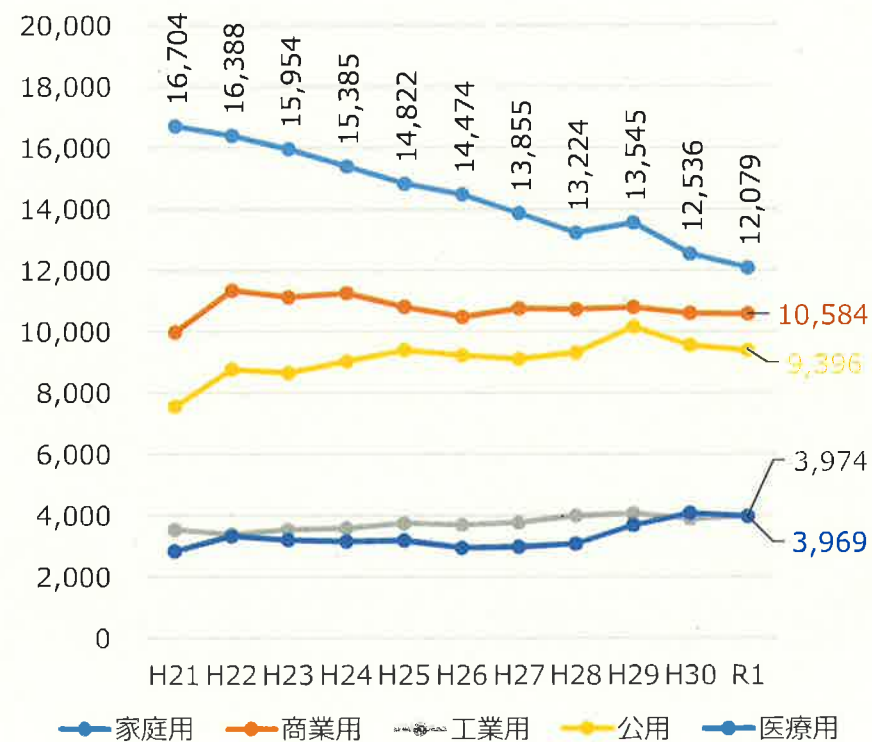
販売量の推移

- 家庭用 = 供給戸数の減少に伴い、販売量も大きく減少（直近10年間で△27.7%）
- 業務用 = 都市ガスの利便性や環境性等が評価され、主に公用・医療用で増加（業務用全体 + 16.7%）
- 需要構造 = 業務用中心に変化（販売量に占める業務用の割合が約7割まで上昇）

販売量・用途別構成比



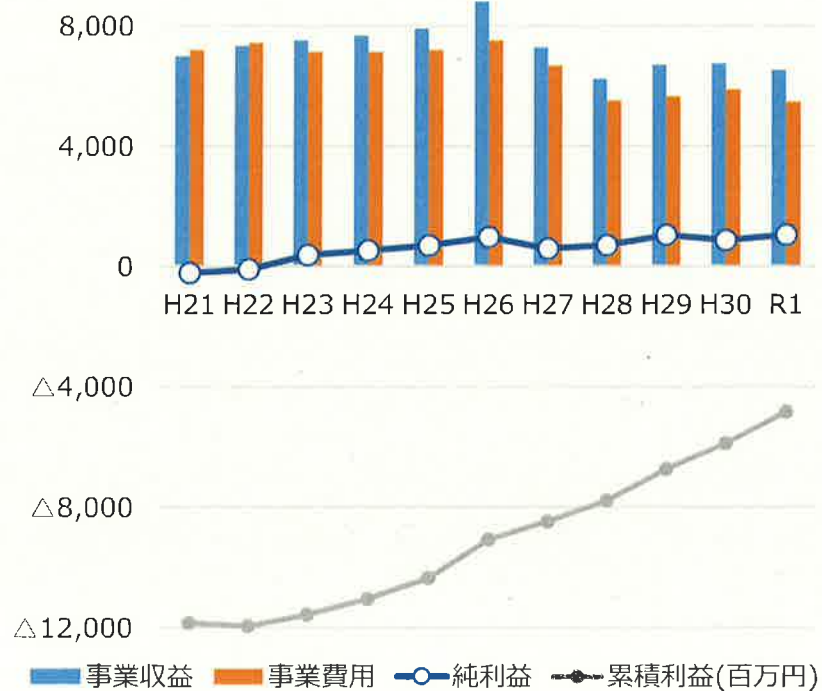
用途別推移



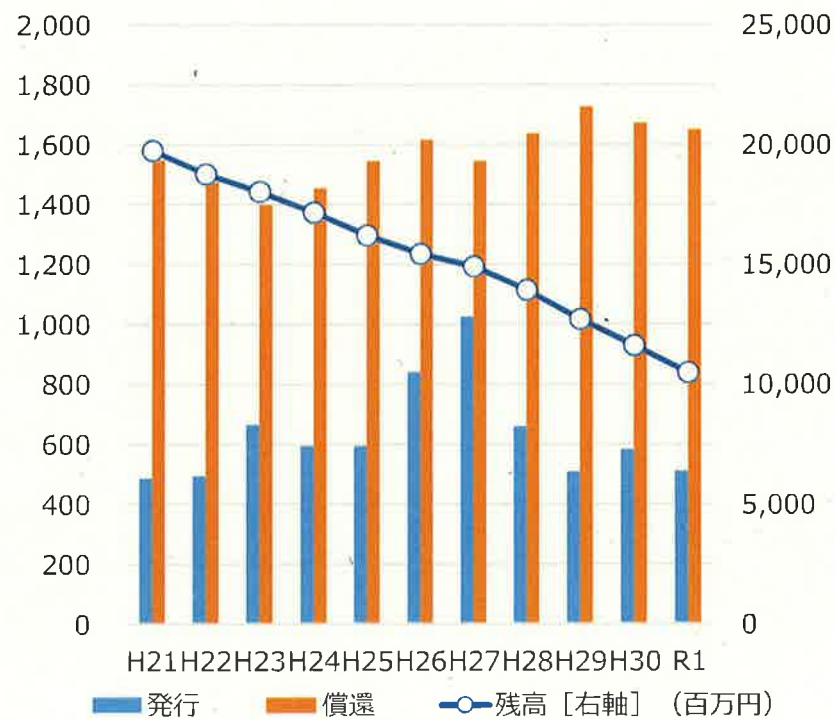
財務実績の推移

- 平成22年度まで、天然ガス転換費用の繰延償却費や原料価格の高騰等により純損失を計上
- 累積欠損金は、平成22年度末に最大119億円に到達
- 平成23年度に黒字転換し、累積欠損金は令和元年度末で48億円(見込)まで減少
- 企業債残高は、平成14年度末に最大275億円あったが、平成30年度末には105億円まで減少

損益の状況



企業債の状況



2. 金沢市発電事業の概要

金沢市発電事業の概要

- ガス事業と同時に大正10（1921）年に民間から事業を譲り受けたが、昭和17年配電統制令により解散
- 戦後、犀川総合開発事業に参画し、昭和40（1965）年度に市営発電事業復活
- 再生可能エネルギーの地産地消による安定的かつ低廉な電力供給を通して地域に貢献
- 現在、犀川水系で5箇所の水力発電所を運営し、一般家庭4万戸相当の電力を北陸電力へ卸供給

- 経営形態 地方公営企業
- 所管部局 企業局
- 事業開始 昭和41年（1966）年1月1日
- 資本金 68億6,300万円
- 総資産 91億7,100万円
- 売上高 10億8,900万円
- 職員数 19名
- 事業内容 水力発電事業
- 卸供給先 北陸電力（株）

※各数値は令和元年度末見込

発電事業の主な沿革

- 明治33年 金沢電気株式会社が発送電開始
- 大正10年 事業を譲り受け、市営電気事業開始
- 昭和17年 配電統制令により金沢市電気水道局解散
- 昭和37年 犀川ダム起工（犀川総合開発事業）
- 昭和41年 犀川ダム完成
上寺津発電所営業運転開始（16,200kW）
- 昭和46年 新辰巳発電所営業運転開始（6,000kW）
- 昭和56年 新寺津発電所営業運転開始（430kW）
- 昭和59年 犀川水系発電管理所に遠方監視制御設備導入
新内川発電所営業運転開始（7,400kW）
- 昭和63年 新内川第二発電所営業運転開始（3,000kW）
- 平成26年 新辰巳発電所出力増強（6,200kW）

金沢市における水力発電事業の仕組み

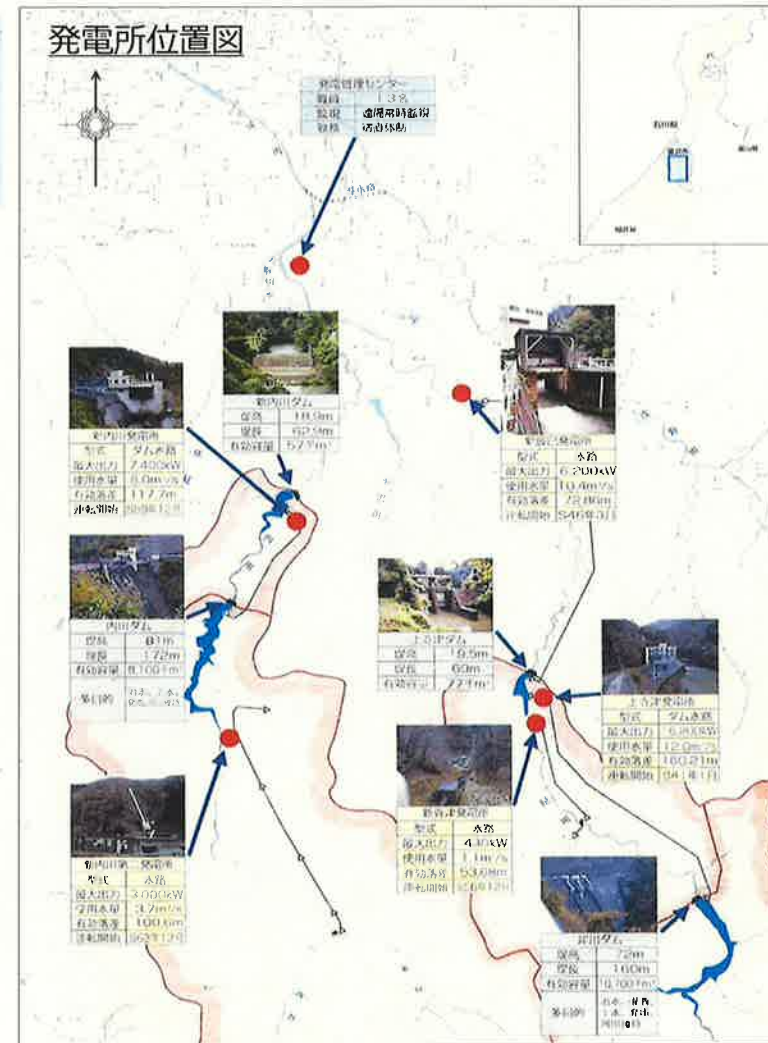
- 犀川系に3箇所、内川系に2箇所の水力発電所を設置・運営
- 長期契約に基づき、発電した電力の全量を北陸電力に卸供給（契約期間＝令和7年度末まで）

発電・供給の流れ



発電能力

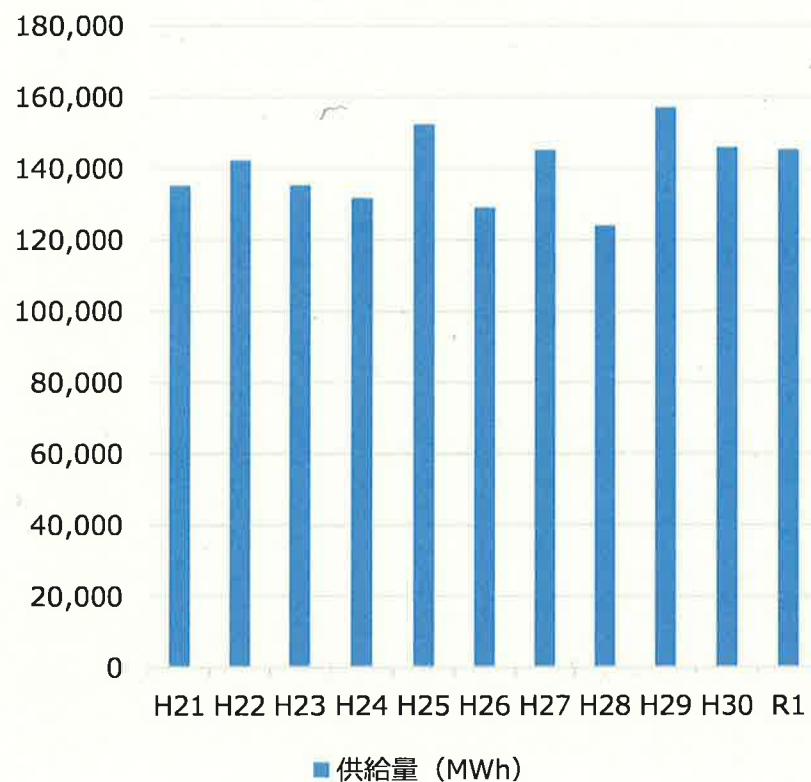
・上寺津発電所	16,200kW	
・新辰巳発電所	6,200kW	
・新寺津発電所	430kW	
・新内川発電所	7,400kW	
・新内川第二発電所	3,000kW	計 33,230kW



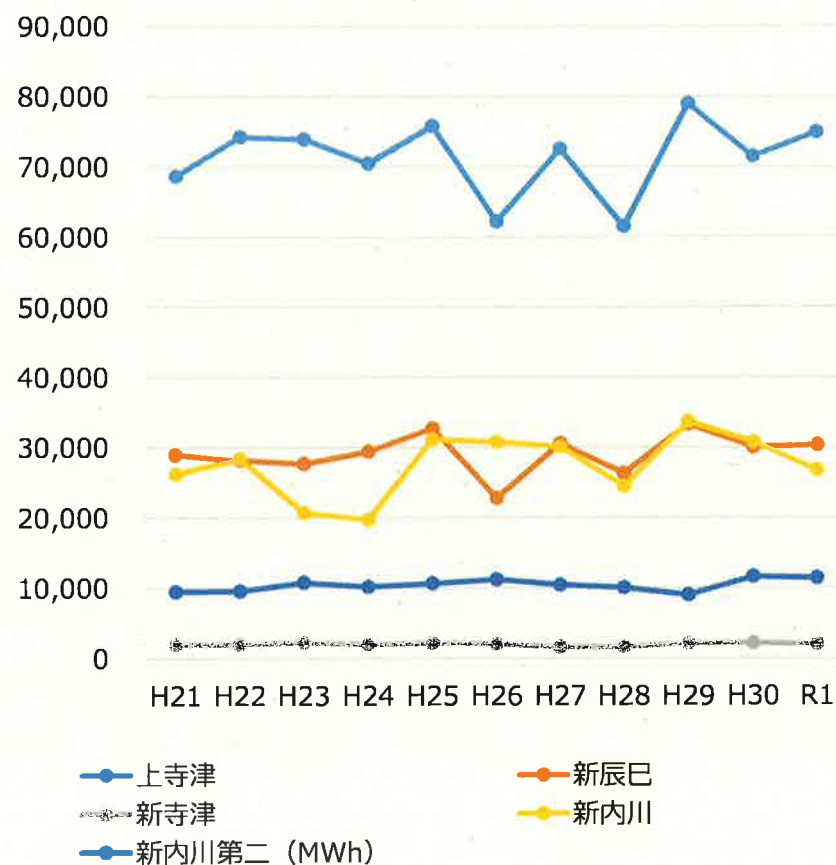
電力供給量の推移

- 犀川ダム及び内川ダムとも多目的ダムであり、上水道及び灌漑の需要に応じたダム運用を実施
- 冬期の積雪量や年間を通した降水量等により電力供給量は変動するが、概ね安定

電力供給量



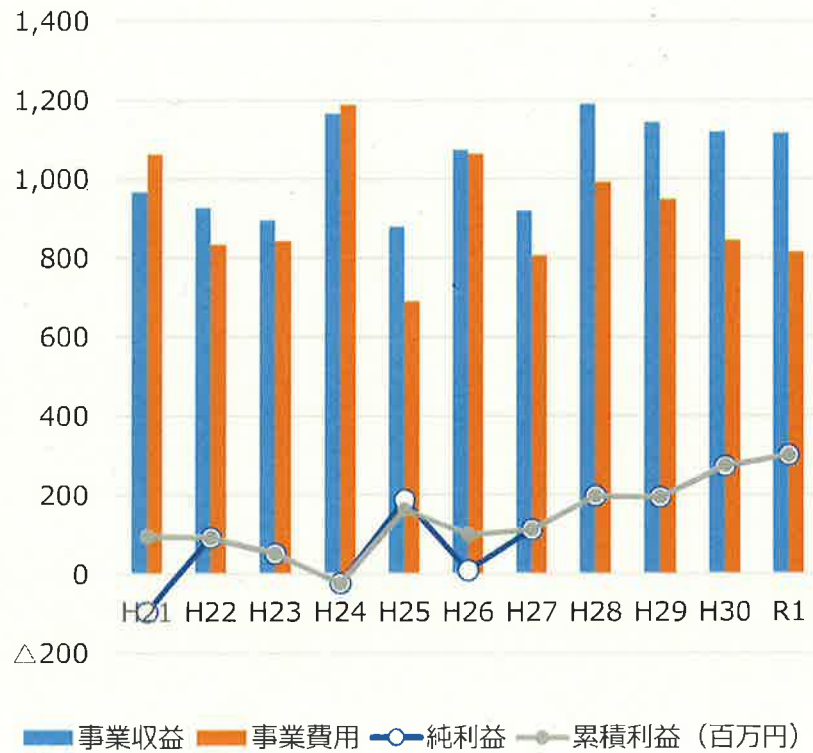
発電所別電力供給量



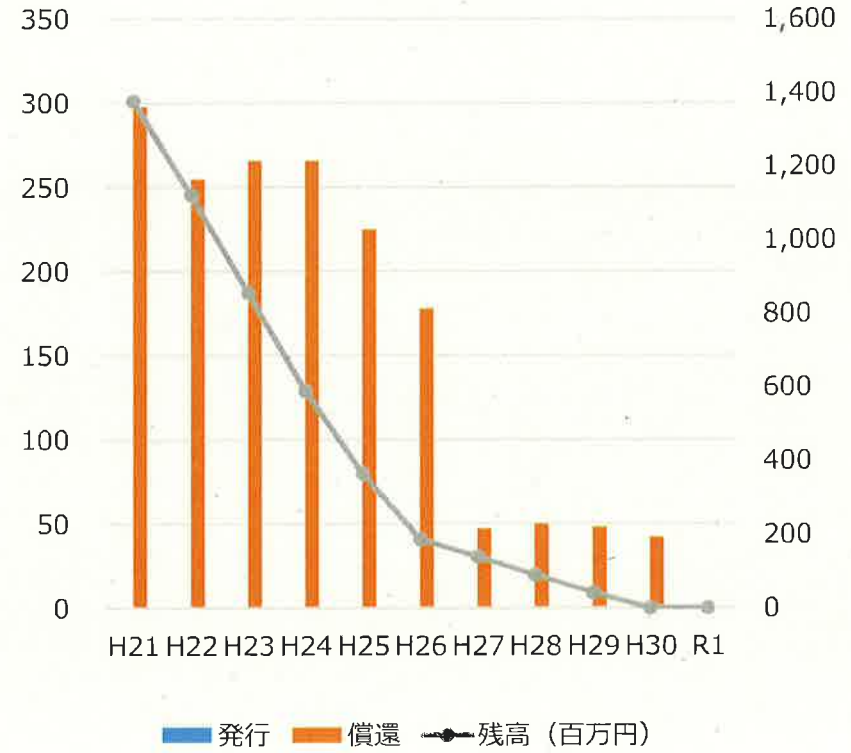
財務実績の推移

- 過去には発電機故障等により純損失を計上したことがあるが、概ね安定的に利益を確保
- 利益の一部を積み立て、これまで、市営美術館用の美術品購入や再エネ設備導入補助を実施
- 企業債については、平成元年度以降、新規発行がなく、平成30年度で償還を完了

損益の状況



企業債の状況

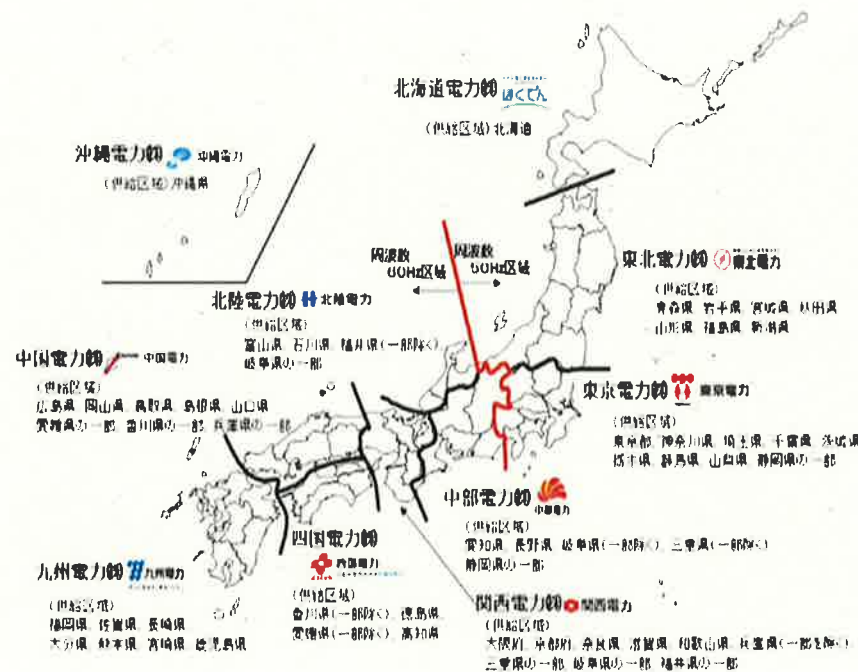


3.ガス・電力の自由化の動向

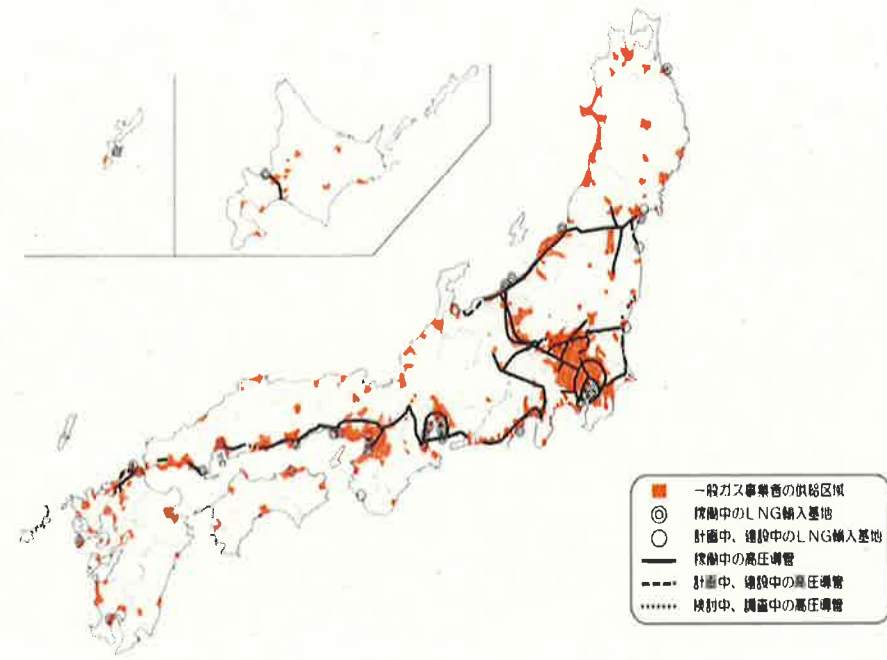
全面自由化前の電力・ガス制度の大枠

- 従来、電力・ガスは、それぞれの事業ごとに、国が地域ごとに許可した単一の企業が、製造・発電から販売までを一貫して行う形態
- 料金は、総括原価方式（必要な原価＋事業報酬）による国の認可料金制（発電卸供給は届出制）
【電力市場とガス市場の分離、地域独占、認可料金制等】

電力10社の供給区域



ガス会社約200社の供給区域



※オレンジ色の部分が都市ガスの供給区域

出典：経済産業省資料

全面自由化の意義

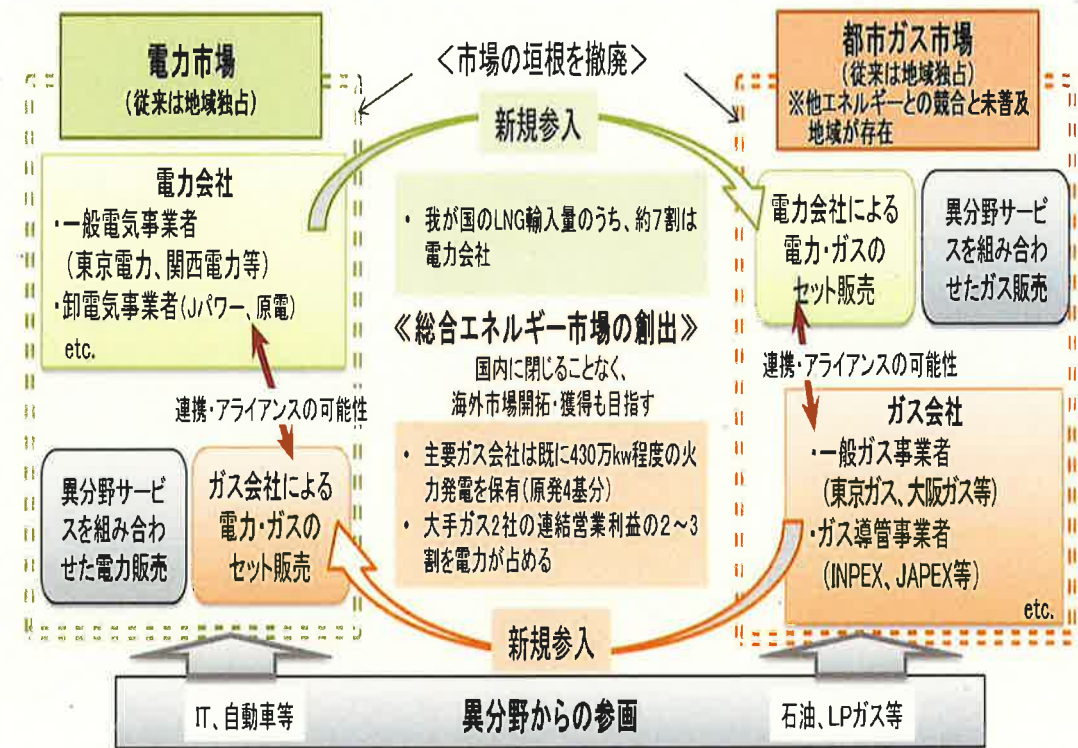
- 平成7年のガス小売部分自由化以降、電力・ガスとも、小売の自由化範囲が段階的に拡大
- 企業の事業機会拡大とそれによる消費者利益の拡大を目標に、平成28年に電力小売及び発電の、平成29年にガス小売の全面自由化が実施され、電力・ガスを合わせた総合的なエネルギー市場が創出
【市場の融合、地域独占・認可料金制等の撤廃】

全面自由化の意義

- ① 縦割型から総合型への産業構造の転換
(電力市場と都市ガス市場の融合)
- ② 小売部門の地域独占撤廃 (電力会社、ガス会社の相互参入や異業種からの新規参入も可能に)
- ③ 料金に対する国規制撤廃 (自由な料金設定が可能に ※電力卸供給料金含む)

- ↓
- 【事業者のメリット】**
- 事業領域の拡大が可能に
 - 自由な料金設定による競争力強化
 - 新たなサービスの開発・提供も可能に
- 【消費者のメリット】**
- 競争による料金の低廉化
 - 自身のニーズに合った事業者、料金、サービスの選択が可能に

総合的なエネルギー市場のイメージ



出典：資源エネルギー庁資料

電力・ガス小売全面自由化によるサービスの多様化

- 電力・ガスの小売全面自由化を契機に、料金水準やサービスを競う時代に突入
- 新規参入者の有無に関わらず、他エネルギーとの競合等を踏まえ、料金メニューやサービスが多様化

新たな料金メニュー

一般家庭の需要家などに新たに提供される料金メニュー

(例)

<室蘭ガス> 家庭用ガス付帯割引契約「キッズ割」
家庭用として小売供給約款または選択約款を利用しており、同一需要場所で扶養する未就学児が同居している場合、ガス料金から2%割引

見守りサービス

都市ガスの使用状況を離れた家族にメールで通知したり、異変を感知した際に関係機関に連絡するサービス

(例)

<仙台市ガス局> 安心・安全見守り活動
検針時、ガス使用量が極端に少ない、郵便物が溜まっている等の異変があった場合、関係機関に連絡

ポイントサービス

月々の都市ガスの料金などに応じてポイントが貯まり、貯まったポイントで商品や電子マネー等へ交換できるサービス

(例)

<四国ガス> ポイントサービス「ガボタ」
ガス料金100円につき1ポイントが付与され、電子マネー等と交換可

駆けつけサービス

水回りや鍵、窓ガラスのトラブルなど、緊急時に対応してもらえるサービス

(例)

<上野都市ガス> 駆けつけサービス
水回りや鍵、窓ガラス、電気設備のトラブル時に駆けつけるサービス

セット割引

都市ガスを電気、通信サービスなどとセットで割引価格により提供するメニュー

(例)

<日本ガス(鹿児島)> 日本ガスグループトリプル割
日本ガスグループのガス・電気・インターネット(光回線・プロバイダ)の3つの契約により、インターネットの利用料金が割引

見える化サービス

WEBで都市ガスや電気の使用量や料金の確認が需要家自らできるサービス

(例)

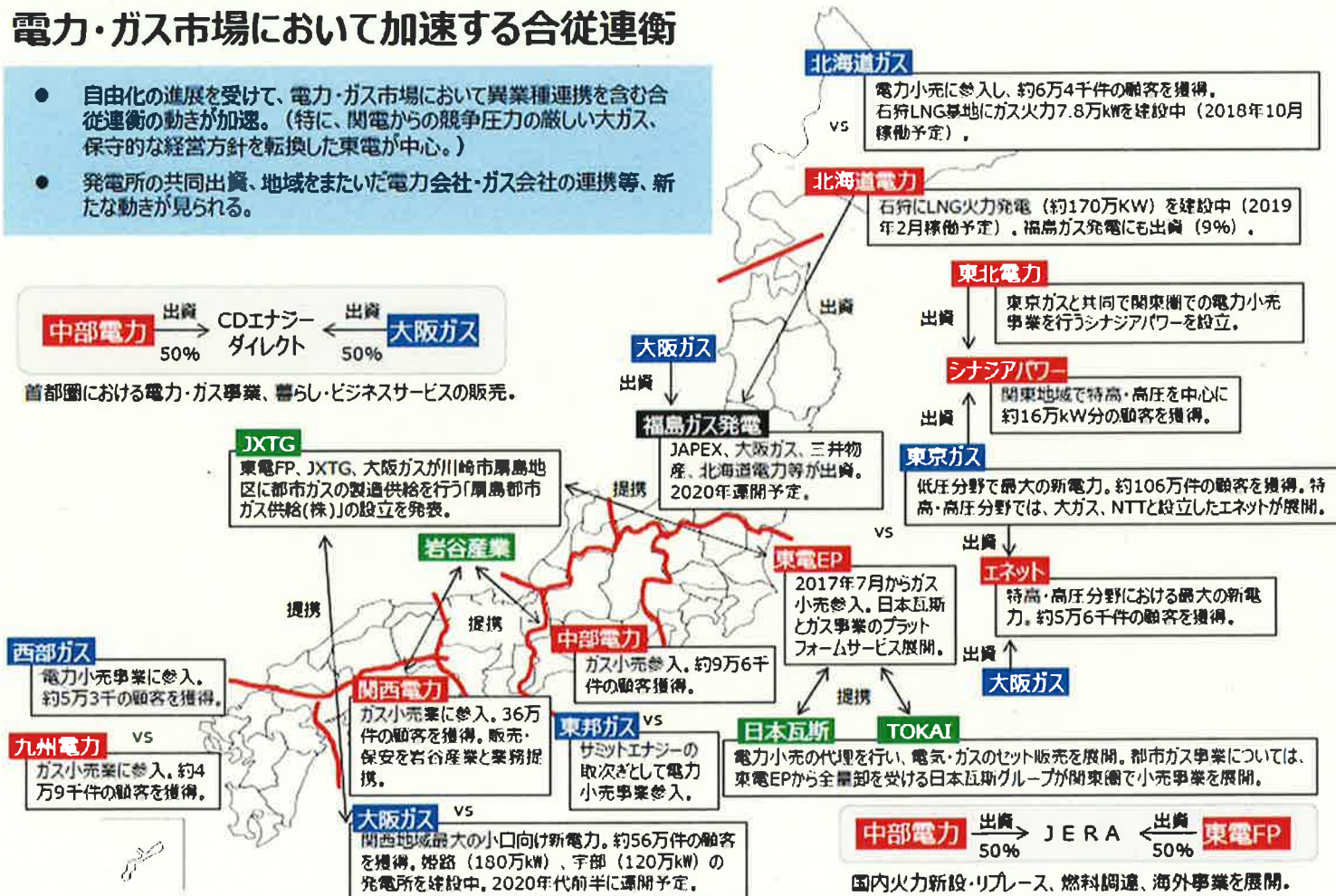
<北海道ガス> TagTag
電気・ガスの使用量・料金の照会や省エネに役立つ情報が掲載(会員制Webサイト)

電力・ガス小売全面自由化による事業者間競争の活発化

- 大手電力・ガスの相互参入、石油元売り等の新規参入、同業他社の営業エリアへの新規参入が発生
- 電力とLPG、電力とガス等の企業間連携も増加

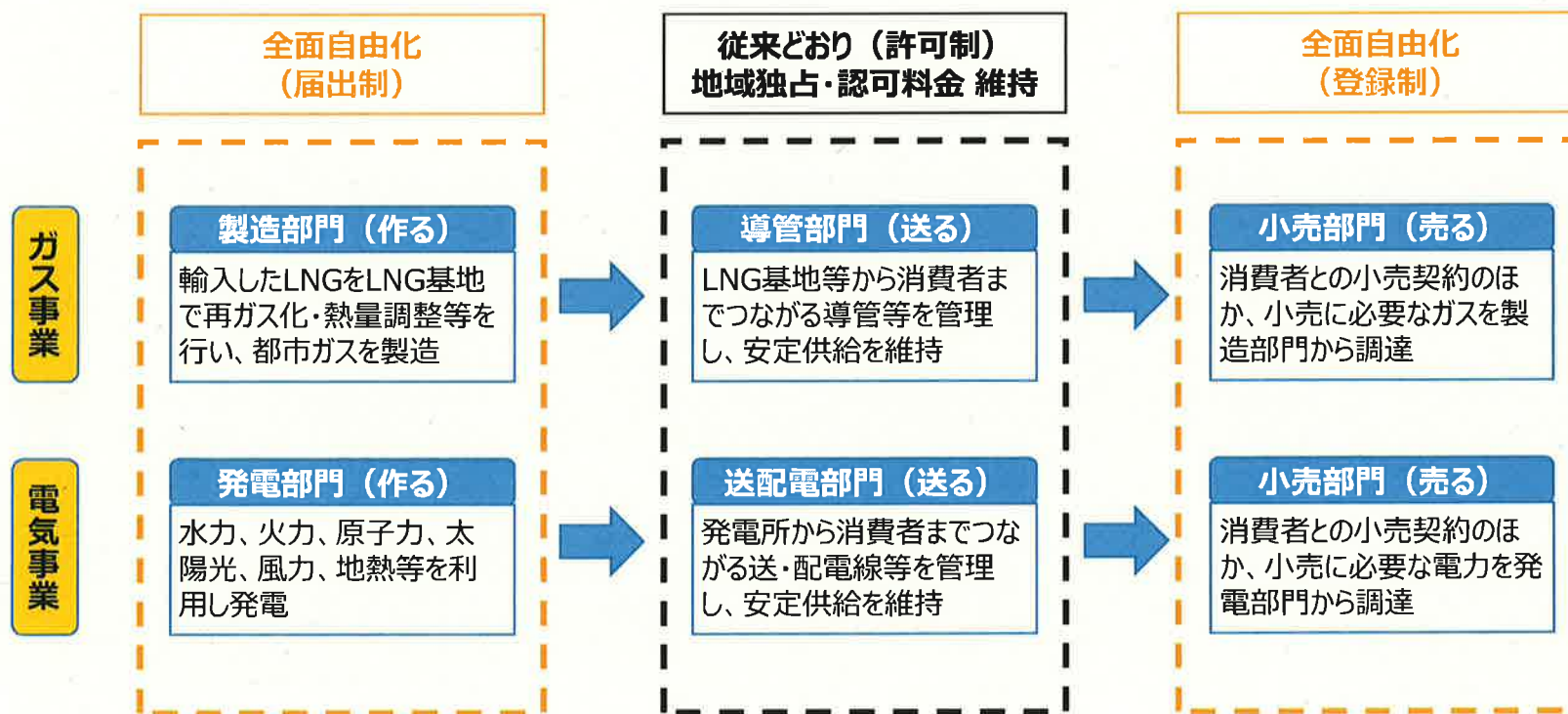
電力・ガス市場において加速する合従連衡

- 自由化の進展を受けて、電力・ガス市場において異業種連携を含む合従連衡の動きが加速。(特に、関電からの競争圧力の激しい大ガス、保守的な経営方針を転換した東電が中心。)
- 発電所の共同出資、地域をまたいだ電力会社・ガス会社の連携等、新たな動きが見られる。



【補足】今回の全面自由化の範囲

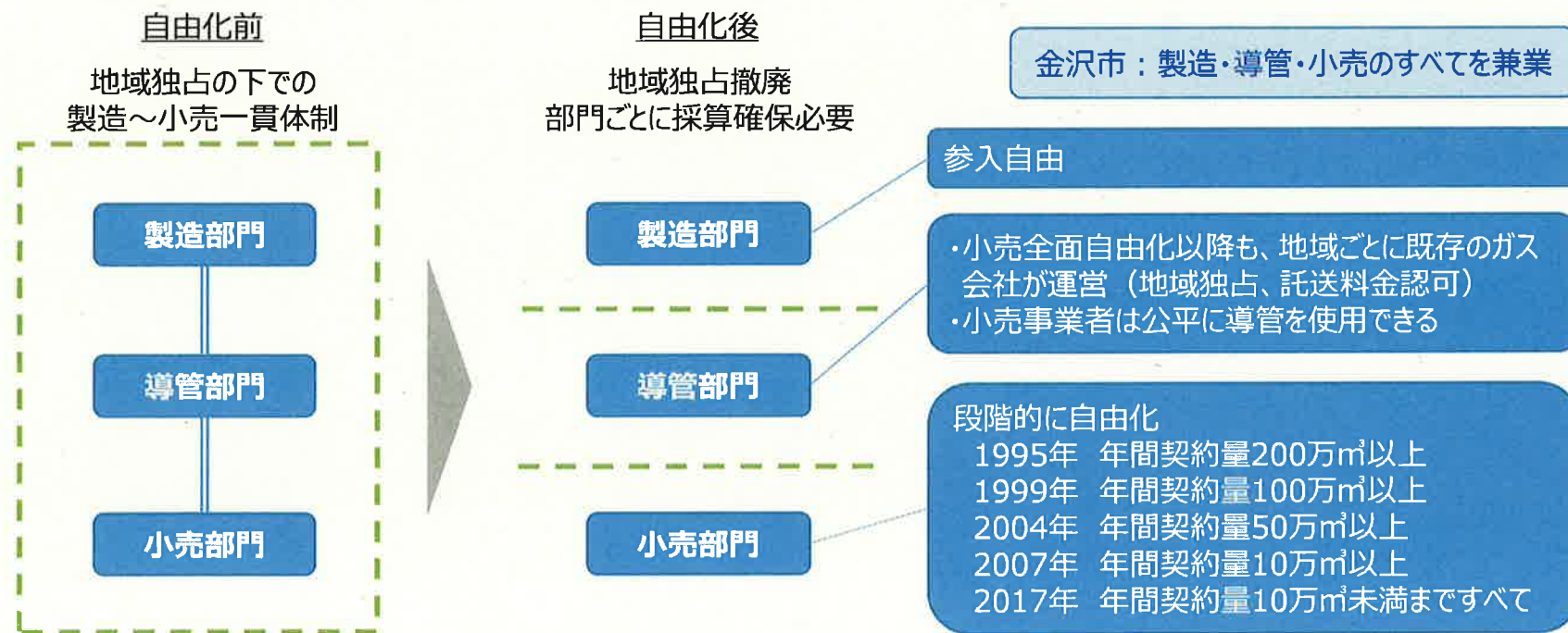
- 今回、全面自由化されたのは、小売部門（売る）と製造・発電部門（作る）
- 全面自由化により、誰でも自由に参入可能であり、料金も自由に設定可能
- 導管・送配電部門（送る）は、従来の地域独占と認可料金制を引き続き維持
- 導管等は、託送料金（導管・送配電線の使用料）を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等に利用可能



※国審査条件の厳しさ 「許可制」>「登録制」>「届出制」

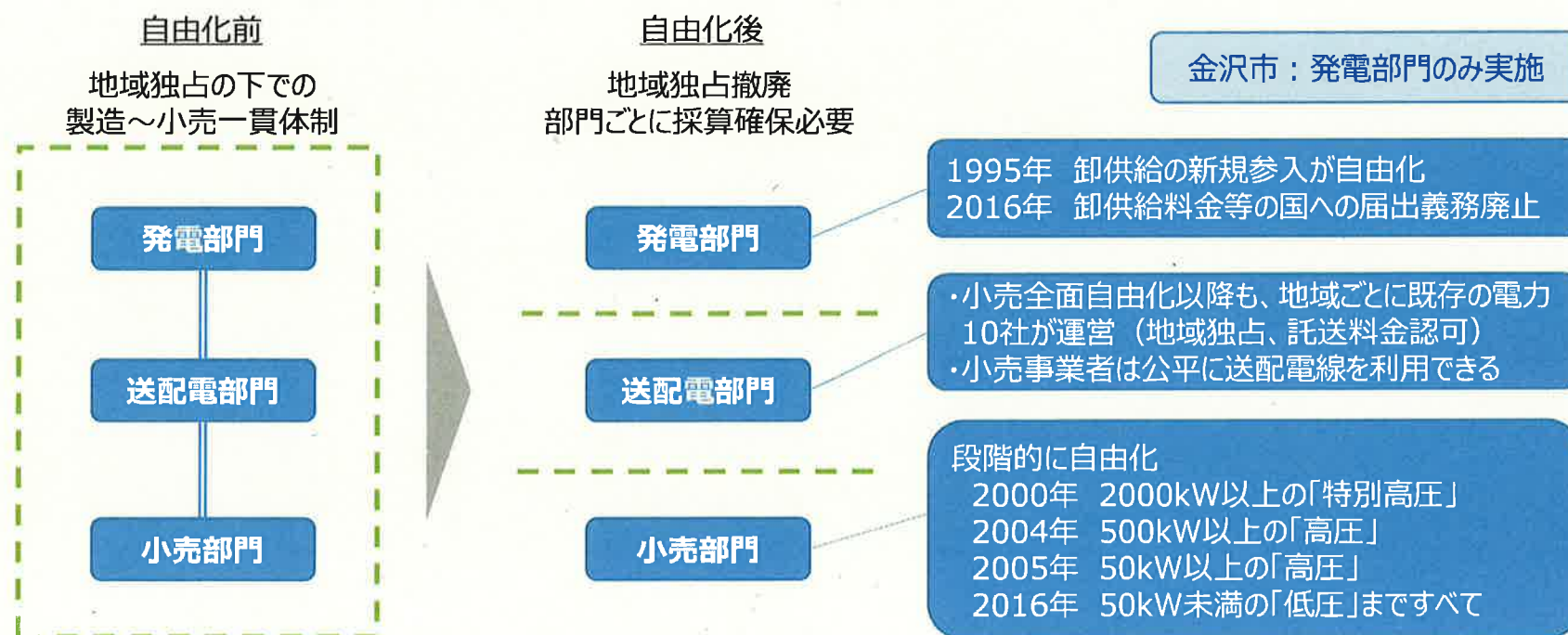
【補足】都市ガスの制度改革の内容

- 平成7（1995）年から段階的に自由化が推進され、平成29（2017）年に小売部門が全面自由化
 - ※小売自由化の意義
 - 1社による地域独占を見直し、既存ガス会社以外の企業も自由に参入が可能に
 - 国の料金規制もなくなり、各企業の判断で自由な料金設定やセット販売等も可能に
- 小売の競争基盤となる導管部門は、引き続き既存のガス会社が担い、導管使用料にあたる託送料金にも、引き続き国の規制が課せられる
- 市場整備のため、全国大での天然ガスパイプライン整備によるガスの広域融通も目指されている



【補足】電力の制度改革の内容

- 平成7（1995）年から段階的に自由化が進み、平成28（2016）年に小売と発電が全面自由化
 - ※小売の自由化の意義
ガス事業に同じ
 - ※発電の自由化の意義
平成7年から参入は自由化されていたが、今回、国への卸供給料金等の届出も不要となった
- 小売の競争基盤となる送配電部門は、引き続き既存の電力10社が担い、送配電線使用料にあたる託送料金にも、引き続き国の規制が課せられる



金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針

令和2年3月

金 沢 市

目次

1	はじめに	1
(1)	検討の経緯	1
(2)	基本方針の位置づけ	1
2	事業譲渡の理由	2
	【理由1】公営では法令等の制約により多様なサービスの提供が困難	2
	【理由2】地方公営企業としての役割が希薄化	3
	【理由3】経営の柔軟性を高め、事業の持続性を確保	4
3	事業譲渡の目的	5
4	事業譲渡の基本条件	5
(1)	安定供給・保安の確保	5
(2)	サービス向上・料金水準維持	5
(3)	本市内事業者の活用	5
5	事業譲渡の基本的な枠組み	6
(1)	基本的な枠組み	6
(2)	事業譲渡の手法	6
(3)	譲渡対象資産	6
(4)	譲渡価格の考え方	6
6	事業承継者の選定方法・要件	7
(1)	選定方法	7
(2)	選定要件	7
7	市民への広報	8
8	スケジュール	8

1 はじめに

(1) 検討の経緯

本市は、大正 10 年に民間事業者からガス事業及び電気事業を譲り受け、これまで 100 年近くにわたり、ガスによる市民生活の利便性・快適性の向上、水力発電による再生可能エネルギーの地産地消等を通して、地域に貢献してきたところである。

しかしここに来て、消費者利益のさらなる向上等を目標としたエネルギーシステムの一体改革が進められ、平成 28 年 4 月の電力小売及び発電の全面自由化並びに平成 29 年 4 月のガス小売全面自由化により電力市場とガス市場を合わせた総合エネルギー市場が創出されたことを契機に、市場や地域を越えた相互参入や新規参入が活発に行われ、エネルギー事業者間の競争が激化するとともに、消費者にメリットのある多様なサービスが提供されるなど、事業を取り巻く環境が大きく変化している。

こうした現在の変化に加え、人口減少や地球温暖化対策の進展等による将来の変化も見据え、平成 31 年 4 月に有識者で構成する「金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会」を設置し、本市ガス事業及び発電事業の今後の経営形態のあり方について、多様な観点から検討を行った。その結果、令和元年 10 月に、同検討委員会から、「金沢市ガス事業及び発電事業は、両事業を併せて『株式会社』に事業譲渡することが適当である。」との答申が市長に対し行われたところである。

(2) 基本方針の位置づけ

本基本方針は、「金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会」の答申に基づき、本市ガス事業及び発電事業の譲渡に向けた基本的な考え方や取組方針を定めたものである。

2 事業譲渡の理由

【理由1】 公営では法令等の制約により多様なサービスの提供が困難

① 電力・ガスの小売全面自由化を契機に事業環境が大きく変化

平成28年4月の電力小売全面自由化及び平成29年4月のガス小売全面自由化の実施により、電力、ガスを合わせた総合エネルギー市場が創出された。

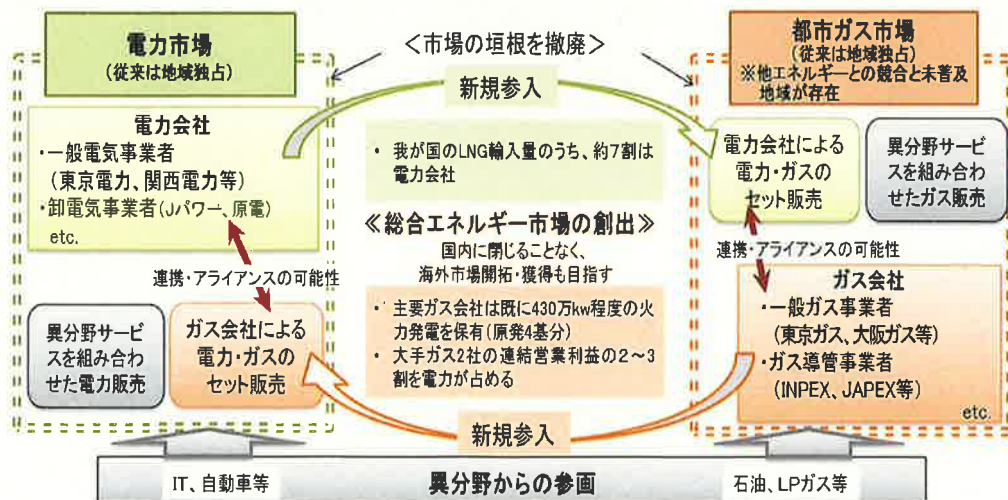
このことを契機に、電力、ガスの相互参入や新規参入等により全国的にエネルギー事業者間の競争が激化する中、民間事業者により、電力、ガス、通信など各分野を組み合わせたサービスが進展し、事業環境が大きく変化している。

② 公営では法令等の制約によりサービス展開に限界

本市企業局では、市民福祉の向上を目指し、地方公営企業としてガス事業及び発電事業を経営し、お客さまサービスの向上や地域貢献に努めてきた。

しかし、電力・ガス小売全面自由化を契機に事業環境が大きく変化する中において、地方公営企業では法令等の制約によりサービス展開に限界があり、民間事業者のように、電力・ガスのセット販売やポイント還元等の多様なサービスを実施することが困難となっており、市民に対し自由化によるメリットを供与できない状況にある。

【総合エネルギー市場のイメージ】



【理由2】地方公営企業としての役割が希薄化

① エネルギー間競争等により家庭用ガス需要が大幅に減少

ガス事業については、市民生活の利便性・快適性の向上を目的に、市勢の発展に合わせて導管の面的整備を進め、平成10年代初頭には、供給区域内における一般家庭の約5割の世帯で、都市ガスが利用されるようになった。

しかし、電力やLPガスとエネルギー間競争を繰り広げる中で、平成10年代前半からオール電化住宅が急速に普及し始めるとともに、近年は、まちなかにおける空き家の増加なども加わり、家庭用普及率は約3割まで大幅に低下している。

一方、事業所や公共施設等の業務用需要が、天然ガスの環境性や利便性の高さが評価されるなどにより増加してきたことで、家庭用中心であった需要構造が業務用中心へと変化しており、その結果、本来の目的が薄れ、地方公営企業でガス事業を行う役割が希薄化している。

② 発電の卸供給のみでは地産地消が困難

発電事業については、第二次世界大戦中に一旦廃止となったが、昭和30年代に復活を遂げた以降、再生可能エネルギーの地産地消による地域貢献を目的に、5か所の水力発電所を建設してきた。そして現在では、一般家庭約4万世帯に相当する電力を、長期契約に基づき、北陸地方を販売地域とする電力会社に対し卸供給している。

しかし、電力小売の地域独占撤廃により、現在の卸供給先の電力会社を含め、地域を越えた電力小売が進展していることや、現在の電力会社との長期契約が終了した後は、法律の原則に基づき、全国の電力小売事業者を対象とした一般競争入札を導入する必要もあり、卸供給のみでは電力の地産地消の実現が困難となることで、本来の目的が薄れている。また、本市内における水力発電所の建設も完了しており、再生可能エネルギーの開発という役割も終えていることから、地方公営企業で発電事業を行う役割が希薄化している。

【理由3】経営の柔軟性を高め、事業の持続性を確保

① 今後さらに厳しさを増す経営環境

ガス事業は、現在、単年度では利益を確保しているものの、熱量変更事業等に伴い生じた多額の累積欠損金や企業債残高を抱え、経営は依然として改善の途上にあり、累積欠損金の解消には、まだ数年を要することが見込まれる。また今後は、他のエネルギー事業者との競争激化に加え、人口減少や地球温暖化対策のための省エネルギー化の進展等により需要が減少するおそれがあり、経営環境はさらに厳しさを増していくことが予測される。

発電事業についても、現在は、電力会社との長期契約の下で経営は安定しているものの、設備の老朽化対策に伴い、市立美術館用の美術品購入等の間接的な地域貢献が行えない状況にある。また今後は、一般競争入札の導入により、電力卸市場の価格変動の影響等を受けて売電価格が不安定化することが見込まれ、経営環境が厳しくなることが予測される。

② 両事業を併せて株式会社へ譲渡

ガス事業、発電事業とも、経営環境が厳しさを増していくことが予測される中、経営の柔軟性を高め、事業の持続性を確保していくことの重要性が高まっている。

しかし、現在の地方公営企業という経営形態では、サービス提供範囲に制限があるほか、予算や料金など経営の重要事項については議会の議決が必要なため経営判断に時間を要する場合もあることから、民間事業者に比べ、経営の柔軟性や迅速性が劣る面がある。

民間の経営形態の中でも株式会社については、経営面の制約が少なく、今後起こる様々な事業環境の変化に対し、柔軟かつ迅速に対応を図っていくことが可能であり、実際に全国のエネルギー事業者のほとんどが株式会社であることや、地方公共団体が出資することも可能となっていることから、今後の経営形態として最も適していると考えられる。

また、電力・ガスを合わせた総合的なエネルギー市場が形成されていることを踏まえ、株式会社によりガス・発電の両事業を一体経営することで、市場ニーズに適合した多様なサービス提供が可能となり、競争力の強化及び消費者利益の拡大が期待できる場所である。

3 事業譲渡の目的

本市ガス事業及び発電事業を譲渡する目的は、電力、ガスを合わせた総合エネルギー市場へと市場の形態が変化したことを踏まえ、電力・ガス小売全面自由化を契機に進展している多様なサービスの提供を通して、市民サービスの向上を図るとともに、人口減少や地球温暖化対策の進展等に伴う事業環境の変化に対し柔軟かつ迅速に対応することにより、事業の持続性確保を図るためである。

4 事業譲渡の基本条件

(1) 安定供給・保安の確保

安定供給と保安の確保は、地域のエネルギー供給を担う事業者の当然の責務であり、ガス事業法、電気事業法等の関係法令を確実に遵守するとともに、適切な老朽化対策の実施や災害発生に備えた体制の整備などに努め、事業譲渡後も市民の安全・安心を確保していくよう事業承継者に求めている。また、本市が有する技術・ノウハウ等を事業承継者に対し確実に承継するため、必要な対応も図っていく。

(2) サービス向上・料金水準維持

ガスと電力の一体経営により、地方公営企業では実施できない新たなサービスを創出し、市民サービスの向上を実現するとともに、ガス料金については、原料費調整制度に基づく料金単価の調整を除き、現行の料金水準が維持されるよう、事業承継者に対し求めている。

(3) 本市内事業者の活用

これまでガス事業及び発電事業を支えてきた技術力を有する本市内の事業者との連携を引き続き図るよう、事業承継者に対し求めている。

5 事業譲渡の基本的な枠組み

(1) 基本的な枠組み

本市ガス事業・発電事業は、両事業を併せて、本市内に本社を置く新設の株式会社に事業譲渡する。

なお、当該新会社に対し、円滑な事業承継に必要な期間、本市職員を派遣するとともに、柔軟な企業活動を阻害しない範囲内で出資も行う。

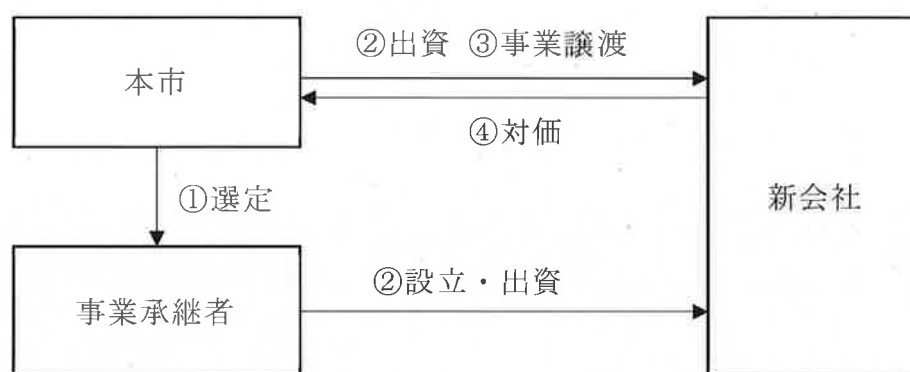
(2) 事業譲渡の手法

ステップ1：両事業を引き継ぐ株式会社を経営する事業承継者を選定

ステップ2：事業承継者が本市内に本社を置く株式会社を設立

(設立時に本市も出資)

ステップ3：新会社に両事業を移行



(3) 譲渡対象資産

事業譲渡時点において本市が所有する事業用固定資産（庁舎等の一部資産を除く。）及び流動資産（現金・預金を除く。）は、事業承継者に有償で譲渡する。

【参考】固定資産（平成30年度末現在）

ガス事業：12,264百万円、発電事業：6,340百万円

(4) 譲渡価格の考え方

適正な事業価値評価に基づき最低譲渡価格を設定する。

事業価値評価は、インカムアプローチ（将来の利益予想やキャッシュ・フロー予想に基づく方法）やマーケットアプローチ（類似企業の財務状況や類似の譲渡事例等を参考にする方法）等の適切な方法により行う。

6 事業承継者の選定方法・要件

(1) 選定方法

本市ガス事業及び発電事業の事業承継者を選定するため、有識者等からなる「金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会（仮称）」（以下「事業譲渡先選定委員会」という。）を設置する。

また、譲渡価格だけではなく、安定供給やサービス水準等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により、公平・公正に選定を行う。

(2) 選定要件

事業承継者の選定要件の詳細は、事業譲渡先選定委員会において決定していくこととするが、基本的な要件は、以下のとおりとする。

① 安定供給・保安の確保

- ・老朽化対策、災害時対応の体制確保など事業経営上の十分な能力
- ・ガス事業法、電気事業法等の関係法令の確実な遵守
- ・原料確保、施設適正管理によるガス・電力の安定供給

② サービス向上・料金水準維持

- ・ガス・電力の一体経営による新たなサービスの創出
- ・ガス料金は、一定期間、現行料金を上限に設定

③ 地域経済の活性化

- ・本社の市内設立による地域経済への寄与
- ・積極的な地元雇用の創出、技術力を有する市内事業者との連携

④ まちづくりに関する市との連携

- ・SDGsの推進等に向けた連携関係の構築（包括協定の締結）

⑤ 本市職員の派遣

- ・円滑な事業承継に必要な期間、地方公務員派遣法に基づき本市職員を派遣

⑥ 本市からの出資等

- ・安全・安心確保のため、柔軟な企業活動を阻害しない範囲内で出資
- ・一定期間、経営状況を確認

7 市民への広報

ガス事業及び発電事業の事業譲渡を円滑に推進するため、企業局ホームページ及び班回覧による情報提供、市政情報コーナーへの閲覧用資料の配置などにより、市民や事業に関係する事業者の方々などに対し、適切な広報に努める。

8 スケジュール

早期に自由化のメリットを市民に供与するため、事業譲渡日は令和4年4月1日とする。

譲渡するまでのスケジュールは、概ね以下のとおりである。

令和2年度	事業譲渡先選定委員会の設置 募集要項公表、募集開始 優先交渉権者決定
令和3年度	関係条例等議決、事業譲渡契約締結 新会社設立 事業引継
令和4年度	事業譲渡（4月1日）

主要な論点の整理について

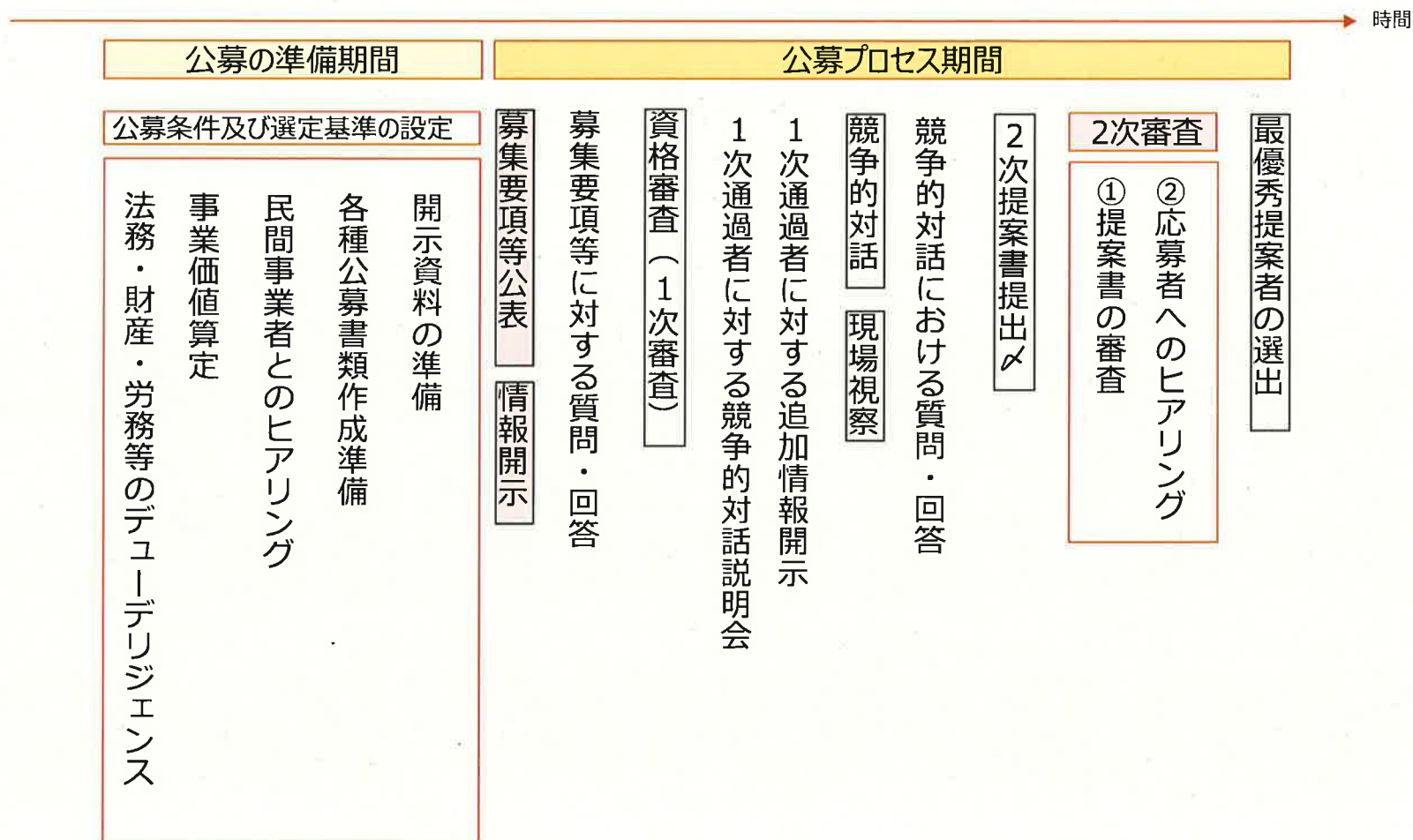
目次

- 1.事業譲渡までの一般的な流れについて……………3P～
- 2.募集要項公表までに作成等が必要な書類等の概要説明……………5P～
- 3.募集要項作成に係る主要な論点の整理……………7P～

1. 事業譲渡までの一般的な流れについて

事業譲渡のプロセス

一般的な事業譲渡に関する最優秀提案者の選出までのプロセスは以下の手続きを経て行われる。



2. 募集要項公表までに作成等が 必要な書類等の概要説明

公募書類に関して

募集要項の公表時までには作成が必要な主な公募書類及び概要は以下のとおり

	作成書類	概要
1	金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する 募集要項	金沢市の基本方針、譲渡までの大まかな公募スケジュール、選定方法（1次審査、2次審査など）、審査基準、最低譲渡価格の設定、事業契約締結等、公募にあたっての基礎情報を記載
2	金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する 提案要領	2次審査の具体的な応募手続き、提案審査提出書類一覧など、具体的な提案書作成の留意事項を記載
3	金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する 事業承継者選定基準	2次審査にあたり金沢市の評価に対する考え方を記載すると共に、評価項目及び各項目の配点基準等、具体的な審査の基準を記載
4	金沢市ガス事業・発電事業譲渡 基本協定書（案）	最優秀提案者と金沢市が締結する2者間契約。 事業譲受会社となる新会社の設立手続きを記載すると共に、事業譲渡の円滑な実施について必要な諸手続きを記載
5	金沢市ガス事業・発電事業譲渡 契約書（案）	会社設立後の事業譲受会社と金沢市が締結する2者間契約。 譲渡対価や関係書類等の引き継ぎ、売主・買主の補償義務条項等につき具体的な規定を記載
6	情報開示資料	応募者の公募参加の可否判断や、より良い提案を受けるため、市の2事業に関する現況資料や、財務情報、設備投資計画、契約一覧等を公募者に提供するための開示資料を作成

そのほか、各譲渡先選定委員の配点集計の考え方や定性的評価項目に対する配点の考え方を**審査方法**として作成を予定。（非公開資料）

3. 募集要項作成に係る主要な論点の整理

募集要項に係る主な論点

募集要項の内容を決定するために、議論が必要な主な論点は以下のとおり

	論点項目	具体的な論点項目	検討内容
1	市の関与に関連する論点	1-1. 市の出資 1-2. 契約条件による関与	出資額（出資割合）、出資期間等の決定 出資に伴う経営監視のあり方 契約に基づく一定期間の経営状況確認等
2	基本条件*の設定又は要請事項**の設定に関する論点	2-1. 料金水準維持 2-2. サービス向上 2-3. 地域経済の活性化 2-4. 市民・市・地域との連携 2-5. 現委託業者の活用 2-6. 権利の譲渡制限等	ガス料金の現行料金維持期間の決定 サービス向上を促す条件化の検討 地域雇用促進の条件化の検討 災害等での市との連携（まちづくりも視野） 現委託業者の利用等、地元への配慮 2事業の再譲渡禁止期間の設定
3	要請事項の設定に関する論点	3-1. 将来転売時の需要家への配慮 3-2. 新サービス導入等に伴う雇用創出への配慮	再譲渡期間以降の転売時の配慮 雇用創出への配慮
4	参加資格基準		公募参加資格要件・実績要件の設定
5	譲渡価格の設定	最低譲渡価格の設定	デューデリジェンスの結果やDCF法等複数の企業価値算定結果も踏まえ、最低譲渡価格を最終決定
—	マーケットサウンディングの実施	民間企業と対話によるディスカッション	民間の意向も踏まえた募集要項とするための手続き

*基本条件 ～ 基本条件とは、事業譲渡にあたり、市が事業譲受会社に対し、「義務」として履行を求めるための条件を設定するもの。最終的には事業契約書（案）の中での義務化される。

**要請事項 ～ 要請事項とは、事業譲渡にあたり、市が事業譲受会社に対し、「努力義務」として履行を要請するための条件化をするもの。

今後のスケジュールについて

1. 今後の選定委員会のスケジュール(1/2)

事業譲渡の各プロセスの節目ごとに委員会を開催し、審議事項につき審議・決定をいただくことを想定。

回数	時期	議事（報告・審議）	委員会による合意形成事項
1	7/8 (水)	① 会議の運営方法について ② 金沢市ガス事業・発電事業の概要及び譲渡基本方針について ③ 主要な論点の整理について ④ 今後のスケジュールについて ⑤ 募集要項に関する事項について	・譲渡基本方針についての上承 ・今後のスケジュールについての上承 ・募集要項等に係る方針（主要論点等）の上承
2	7月下旬～8月上旬	①選定委員会メンバーによる発電・ガス施設の現場見学会の実施 ②民間企業に対する発電・ガス施設見学の現場説明会及びMS →公募参画意欲を喚起すると共に、今回の案件で民間側が期待する公募条件等の情報ニーズを適切に把握することを目的とする。	—
3	8月末頃	【報告】 ①現場説明会及びMS結果の報告 ②DDの進捗状況報告 ③事業価値算定の中間報告 【審議】 ④MS結果を踏まえた募集要項の説明・議論 ⑤提案要領、選定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）の説明・議論	・MS結果を踏まえた募集要項等に係る方針（主要論点等）の上承。 修正指摘事項の整理 ・選定基準等に係る基本方針の上承。 修正指摘事項の整理

1. 今後の選定委員会のスケジュール(2/2)

事業譲渡の各プロセスの節目ごとに委員会を開催し、審議事項につき審議・決定をいただくことを想定。

回数	時期	議事（報告・審議）	委員会による合意形成事項
4	9月下旬頃	【報告】 ①DDの評価結果報告 ②事業価値算定の評価結果報告 【審議】 ③募集要項等（修正案）の確認・議論	・募集要項等（主要論点等）の最終了承 ・選定手続き、審査方法、審査基準の最終了承。
	10月	募集要項等の公表	
	10月～2月	10月～2021年2月にかけて、一次審査、二次審査を経て、最優秀提案者を選定予定 ※詳細の検討内容等は次回以降の選定委員会の中で決定予定	

募集要項に関する事項について

目次

- 1.論点一覧表・・・・・・・・・・2P～
- 2.第1回目で議論する論点要旨・・・・3P～
- 3.参考資料 各論点の詳細記載・・・・7P～

論点一覧表

- ・議事 4 3. で整理した主な論点につき、第1回と第3回で審議する項目に分けている。
- ・本日は第1回目の審議事項の各項目につき確認する。

	論点項目	具体的な論点項目	検討内容	回
1	市の関与に 関連する 論点	1-1. 市の出資	・出資額（出資割合）、出資期間等の決定 ・出資に伴う経営監視のあり方	1
		1-2. 契約条件による関与	契約に基づく一定期間の経営状況確認等	3
2	基本条件 の設定又 は要請事 項の設定 に関する論 点	2-1. 料金水準維持	ガス料金の現行料金維持期間の決定	1
		2-2. サービス向上	サービス向上を促す条件化の検討	1
		2-3. 地域経済の活性化	地域雇用促進の条件化の検討	1
		2-4. 市民・市・地域との連携	災害等での市との連携（まちづくりも視野）	1
		2-5. 現委託業者の活用	現委託業者の利用等、地元への配慮	1
		2-6. 権利の譲渡制限等	2事業の再譲渡禁止期間の設定	3
3	要請事項 の設定に 関する 論点	3-1. 将来転売時の需要家への配慮	再譲渡期間以降の転売時の配慮	3
		3-2. 新サービス導入等に伴う雇用創出への配慮	雇用創出への配慮	3
4	参加資格要件		公募参加資格要件・実績要件の設定	3

第1回目で議論する論点のサマリー (1 / 3)

	具体的な論点項目	論点要旨																		
1	1-1. 市の出資 ↓ 最終的には民間の意向も踏まえ第3回委員会決定	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の安心感確保（市が新会社に一定程度関与しているという安心感） ・円滑な事業承継のため、地方公務員派遣法に基づき一定期間市職員の派遣を予定 ⇔ そのためには法令上、市の出資が必要 <p>〔基本方針における考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 柔軟な企業活動を阻害しない範囲内での出資 ➢ 出資とは別に、一定期間の経営状況確認を行う（1-2. 契約条件による関与） <p>✓市の出資額・出資比率をどうするか</p> <table border="1" data-bbox="705 774 1933 1013"> <thead> <tr> <th></th> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>額・比率高い</td> <td>市の関与高くなる</td> <td>市の出資金調達（多額） 経営の自由度が低い</td> </tr> <tr> <td>額・比率低い</td> <td>経営の自由度高い 市の出資金調達（少額）</td> <td>市の関与低くなる</td> </tr> </tbody> </table> <p>✓市の出資期間をどうするか</p> <table border="1" data-bbox="705 1093 1933 1332"> <thead> <tr> <th></th> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市継続保有</td> <td>市の継続関与（経営監視 ○）</td> <td>経営の自由度の障害 （事業売却に議会承認が必要）</td> </tr> <tr> <td>市 将来的に出資引き揚げ</td> <td>経営の自由度の確保 （事業売却、自由）</td> <td>市の関与なくなる（経営監視 ×）</td> </tr> </tbody> </table> <p>✓ 出資と契約条件の組み合わせについても考量する必要がある</p>		メリット	デメリット	額・比率高い	市の関与高くなる	市の出資金調達（多額） 経営の自由度が低い	額・比率低い	経営の自由度高い 市の出資金調達（少額）	市の関与低くなる		メリット	デメリット	市継続保有	市の継続関与（経営監視 ○）	経営の自由度の障害 （事業売却に議会承認が必要）	市 将来的に出資引き揚げ	経営の自由度の確保 （事業売却、自由）	市の関与なくなる（経営監視 ×）
	メリット	デメリット																		
額・比率高い	市の関与高くなる	市の出資金調達（多額） 経営の自由度が低い																		
額・比率低い	経営の自由度高い 市の出資金調達（少額）	市の関与低くなる																		
	メリット	デメリット																		
市継続保有	市の継続関与（経営監視 ○）	経営の自由度の障害 （事業売却に議会承認が必要）																		
市 将来的に出資引き揚げ	経営の自由度の確保 （事業売却、自由）	市の関与なくなる（経営監視 ×）																		

第1回目で議論する論点のサマリー (2 / 3)

具体的な 論点項目	論点要旨
2 2-1. 料金水準 維持	<ul style="list-style-type: none"> ・民間になった途端、ガス料金が値上げされるのではという市民の不安 ⇔ ガス料金の現行料金水準の維持期間を公募の条件化とする。 ✓ 具体的な期間をどの程度にするか (他事例・民間の意向も踏まえ第3回委員会で決定)
2-2. サービス向上	<ul style="list-style-type: none"> ・民間になり、また、ガス事業と発電事業の一体的経営で市民サービスが向上するとの期待 ⇔ サービス向上を促すような公募条件化の検討 ✓ 公営企業ではできない、ガス・発電事業を民間で行うことによる市民サービスの向上 ✓ 発電事業の小売義務化による市民サービスの向上 ⇔ これらをどう公募の条件化とするか (他事例・民間の意向も踏まえ第3回委員会で決定)
2-3. 地域経済の 活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・民間になり、また、ガス事業と発電事業の一体的経営で地元雇用が促進されるとの期待 ⇔ 地域雇用創出を促すような公募条件化の検討 (他事例・民間の意向も踏まえ第3回委員会で決定)

第1回目で議論する論点のサマリー (3 / 3)

	具体的な 論点項目	論点要旨
2	2-4. 市民・市・地 域との連携	<p>・地域に根差した総合エネルギー会社になって欲しいという期待 ⇔ 新会社と市民・市・地域との様々な連携を促すような公募条件化の検討</p> <p>✓災害時の連携 ✓上下水道事業との連携 ✓まちづくりに関する連携 など</p> <p>(他事例・民間の意向も踏まえ第3回委員会で決定)</p>
	2-5. 現委託 業者の活用	<p>・民間になった途端、現行の委託業者が切られてしまうのではという地元業者の不安 ⇔ 現行事業者の継続利用等につき公募条件化を検討</p> <p>どの程度の公募の条件化とするか</p> <p>(他事例・民間の意向も踏まえ第3回委員会で決定)</p>

1. 市の関与に関する論点

1-1-1. 出資条件の整理(1/3)

MS確認事項

●出資の目的

今回の事業譲渡にあたり、出資する目的は以下の3つがある。

- ① 新会社への技術・ノウハウ等の円滑な事業承継のため、地方公務員派遣法に基づく市職員派遣を予定しており、同法が派遣先会社への自治体出資を条件としている観点
(同法に基づく金沢市条例では1株以上の出資があればよい)
- ② 市民の安心感を確保するためという観点
(市が新会社に一定程度関与しているという安心感)
- ③ 2次提案でなされた「提案書の実現等」を担保するための経営監視の観点
(事業譲渡により、市の直接的な関与がなくなるため)

●整理の必要性

実際の出資にあたっては、以下の各視点による適切な出資条件の整理が必要となる。

【出資割合】

- ① 市民・議会が納得して安心できる出資割合
- ② 基本方針で定めた「柔軟な企業活動を阻害しない範囲内」での割合
(会社法が規定する出資割合に応じて行使できる権利等を考慮)
- ③ 2次提案でなされた「提案書の実現等」を担保するための一定期間の経営監視に必要な割合
- ④ ①～③のバランス

【出資額】

- ① 出資割合の条件を設定するだけでは、新会社の資本金の設定如何で、市が用意する出資金の金額の多寡が変動してしまうことから、出資額の上限等の適切な制度設計が必要なこと

【出資期間】

- ① 基本方針では「一定期間、経営状況を確認する」としていることから、市の出資割合、出資額以外に、市の出資期間についても検討が必要なこと

1-1-1. 出資条件の整理(2/3)

MS確認事項

● 対応方針

出資パターンとして想定されるのは以下のとおり。

パターン	考え方	採用した場合の効果
1 最低限の出資 (例) 1株に限定	【出資額に着目】 職員派遣のための出資であり、必要最低限の出資額に留める。	【メリット】 ・市の出資は最低限の為、民間の経営自由度の点で優位 ・市の出資額自体も抑えられる。 【デメリット】 ・最低限の市の出資額で安全・安心確保が担保できるのか、対市民・対議会の説明上理解を得られるか
2 会社法上の出資比率の適用	【出資比率に着目】 会社法上、出資比率に応じた経営関与の権利が明確に分類されているため、一定の出資比率を決め、当該出資比率に応じて出資	【メリット】 ・安全・安心確保のための出資という点では一定の権限行使ができる保有比率を維持でき優位。 【デメリット】 ・出資比率次第では(特に1/4以上の保有)、柔軟な企業活動を阻害しかねない。 ・出資割合のみの規定だと、事業承継者の資本金額の多寡で市の出資額も変動し、かつ資本金額が確定するまで予算措置ができない恐れ。
3 パターン1と2のMix	【出資額に上限を設け、その範囲での出資比率の保持】 ・例) 1株 = 100万円の額面株式の発行を条件とし、かつ市の最大出資額は3億円と設定。(この場合市の最大保有株式数は300株)	【メリット】 ・パターン1より出資額は多くなり、一定程度の安全安心確保が可能 ・出資額上限が予め確定するので、市の予算措置も可能 【デメリット】 ・事業承継者の設立資本金次第では、相対的な出資比率が低く、パターン1のデメリットが発生する可能性

民間に対するヒアリング (MS)にて、具体的に、1/4,1/3,1/2という出資比率についてどの比率が柔軟な企業活動を阻害すると民間事業者が考えているかについて確認した上で、最終的な出資比率、出資額、出資期間を決定。

1-1-1. 出資条件の整理(3/3)

MS確認事項

参考

● 出資比率に応じた市の権限（会社法）

少数株主権でも、市として一定の経営状況を確認をする権利を保有することは可能

自治体出資比率	行使できる権利・義務	根拠法
100分の3以上	・業務の執行に関する検査役の選任請求権	会社法 358①
	・会計帳簿の閲覧・謄写請求権	会社法 433①
1株以上	・取締役会議事録の閲覧謄写請求権	会社法 371
	・計算書類等の閲覧謄写請求権	会社法 422

● 出資比率に応じた市の権限（会社法・地方自治法上）

出資割合1/4以上になると、市の権限が拡大していく

権限大 ↑

自治体出資比率	行使できる権利・義務	根拠法
3分の2以上	・株主総会の特別決議を単独で成立させられる。(定款変更, 組織変更, 株式交換・移転, 資本金の額の減少, 会社の解散 合併営業譲渡, 監査役の解任 等)	会社法 309条②
2分の1以上	・株主総会の普通決議を単独で成立させられる。(取締役の選任・解任, 監査役の選任, 取締役・監査役の報酬の決定, 決算の承認, 剰余金の分配の決定 等)	会社法 309条①
	・出資法人の予算の執行に関する長の調査権・是正措置請求権 ・出資法人の経営状況の議会への報告義務	地方自治法 221条③ 地方自治法 243 の 3条 ②
3分の1超	・単独で株主総会の特別決議を阻止できる。	会社法 309条②
4分の1以上	・監査委員の監査	地方自治法 199条⑦
	・外部監査人による監査	地方自治法 252 の 37条, 252 の 42条

1-1-2. 出資に伴う経営監視のあり方

MS確認事項

● 論点

市の基本方針において出資を行うと共に、「一定期間、経営状況を確認する」と記載されていることから、経営監視のあり方についても整理が必要なため、検討するもの

● 対応方針

パターン	8 ページへの対応	採用した場合の効果
1 最低限の出資 (例) 1株に限定	<p>【出資額に着目】 職員派遣のための出資であり、必要最低限の出資額に留める。</p> <p>【経営監視】 ① ガス・電気事業共に許認可事業であり、監督官庁の経済産業大臣による監査や立入検査、報告の徴収で、実質的に経営監視が一定程度担保される。 ② 会社法上、1株保有でも「取締役会議事録の閲覧・謄写請求権」等により、経営状況を確認することは可能</p>	<p>【8ページのデメリット】 ・最低限の市の出資額で安全・安心確保が担保できるのか、対市民・対議会の説明上理解を得られるか ↓ 左記経営監視の根拠建てで、市の「一定期間、経営状況を確認する」をカバーしうるか</p>
2 会社法上の出資比率の適用	<p>【出資比率に着目】 会社法上、出資比率に応じた経営関与の権利が明確に分類されているため、一定の出資比率を決め、当該出資比率に応じて出資</p> <p>【経営監視】 ① 出資比率に応じた経営監視 例えば出資比率3%以上の株式保有で、「会計帳簿の閲覧・謄写請求権」等の明確な権利行使が可能</p>	<p>【メリット】 ・出資比率に応じた経営監視のための権利行使にての経営監視が可能 +パターン1 経営監視①の建付け</p> <p>【8ページのデメリット】 ・出資比率次第では(特に1/4以上の保有)、柔軟な企業活動を阻害しかねない。 ⇒ 出資比率を1-3%とすることで過度な経営監視権とならないよう防止れ。</p>
3 パターン1と2のMix	<p>【出資額に上限を設け、その範囲での出資比率の保持】</p> <p>【経営監視】 パターン1とパターン2の①を採用</p>	<p>【メリット】 ・パターン2のメリットよりは経営監視は弱まる+パターン1 経営監視①の建付け</p> <p>【8ページのデメリット】 ・事業承継者の設立資本金次第では、相対的な出資比率が低く、よりパターン1に近づく可能性</p>

1-1-3. 出資期間と経営監視の整理

MS確認事項

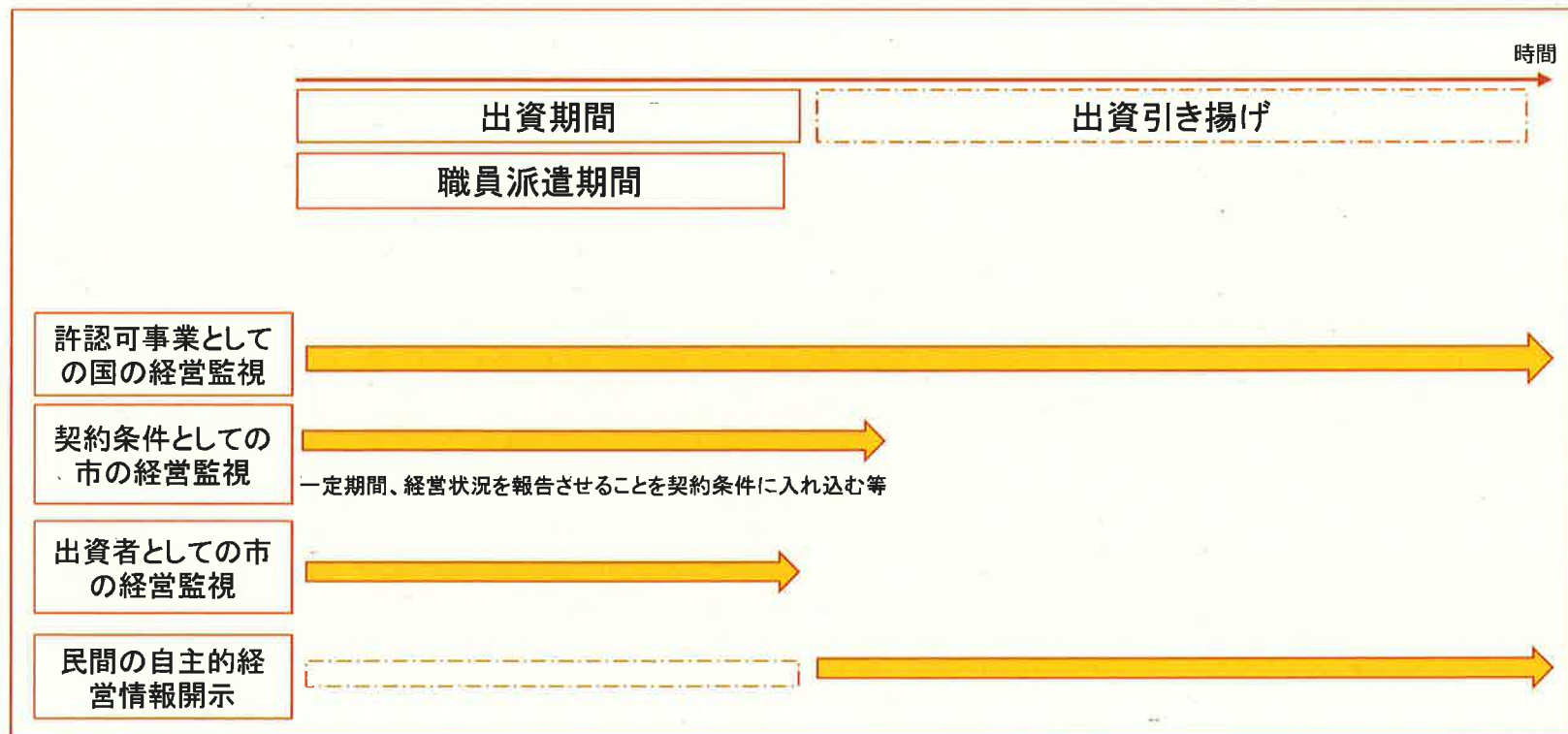
● 論点

市の基本方針において、出資を行うと共に、「一定期間、経営状況を確認する」と記載されていることから、出資期間についても整理が必要のため、検討するもの。

なお、大前提として職員派遣の前提が市の出資にあることから、職員派遣期間中は株式保有が必要。

● 対応方針

時間の経過と共に、経営監視を民間の自主管理に置き換えることが考えられる。



民間に対するヒアリング（MS）にて、出資期間に関する民間側の希望、意見等を確認した上で、最終的な出資期間を決定。

2. 基本条件の設定又は 要請事項の設定に関する論点

2-1-1. ガス料金 現行料金維持の論点

MS確認事項

●基本方針

基本方針において、①ガス料金については、原料費調整制度に基づく料金単価の調整を除き、現行の料金水準が維持されるよう、事業承継者に対し求め、②一定期間、現行料金を上限に設定するとされている。

●先行事例整理

調査した範囲においては、現行料金維持につき、以下の事例がある。

	都市名	募集要項等の記載文言
①	柏崎市	・原料ガス卸価格の上昇による影響を除いて、少なくとも3年間は、ガス料金が現行の水準を上回らないようにすること。
②	福井市	・ガス料金は、原料費調整制度による価格変動分を除き、当分の間、現行の料金水準を上回らないようにすること（簡易ガス料金を含む。）。
③	にかほ市	・ガス料金は、原料である海外からのLNG需要拡大により卸価格の変動が懸念される状況下、経営努力により料金の安定性、廉価性、公平性の確保に努めること。
④	見附市	・ガス料金は、原料ガス卸価格（事業者間精算料金を含む。ただし、現行のガス事業法関係法令の改正等がない場合に限る。）の上昇による影響を除いて、少なくとも3年間は、ガス料金が現行の水準を上回らないようにすること。ただし、経済情勢が著しく変化した場合にはこの限りでない。
	上記まとめ	類似事例整理の結果、3年が妥当な水準と考えられる。

●対応方針

現行料金維持を望む声は、令和元年11月27日（水）から12月26日（木）にかけて市で実施した「ガス事業及び発電事業の事業譲渡に関する検討にかかるパブリックコメント」（以下、単位「パブコメ」と記す）でも関心が高く、また、議会の関心事でもあることを踏まえ、丁寧な議論が必要。

そこで、「最低3年間、現行料金水準を上回らないようにすること」ことにつき、マーケットサウンディング（以下、単に「MS」と記す）における民間ヒアリングでの意見の結果も踏まえて最終判断。

2-2-1. 電力小売条件化の検討

●現状整理

- 公営企業による水力発電事業は、「現在のところ電力会社などへの売電（卸売）を行う事業であり、必ずしも住民生活に直接的な影響を及ぼす事業ではない」*1
- 電力小売は自由化されているが、金沢市では、現在北陸電力（株）に100%の売電（卸売）を行うのにとどまっている。

●課題

- 住民生活に直接的な影響を及ぼすことができる電力小売を譲受会社が行うことで、市民サービス向上に寄与することが期待される。具体的には、火力等より安価な電力供給や、市外への電力供給で得た利益により新サービス実施の可能性がある。
- 他方、市では電力小売を行っていないため、本市地域での電力小売の需要や将来性等につき把握が困難。
- そこで、電力小売事業の実施を譲渡の条件、あるいは提案事項にできるかどうか検討するもの

●論点

- ① 応募者が電力小売事業の実施を提案時点でコミットできるかどうか
電力小売事業を初めて実施する応募者の場合、事業当初は全発電量を小売で捌けない可能性がある
- ② 応募者数を制限する条件にならないかどうか
条件化することで、電力小売事業に対応できない応募者が応募を断念する可能性がある

●対応方針

- MSで、潜在的な応募者による電力小売事業の経験、実施意欲、事業実施上の懸念事項を把握。
- MS結果を踏まえて、譲渡条件とするか、提案事項とするかの方針を決める。

*1 出典：「電気事業における抜本的な改革の方向性」（総務省）

2-2-2. 料金自由化に伴うサービス向上を促すための条件化(1/2)

MS確認事項

●基本方針

基本方針において基本条件(2)で「ガスと電力の一体経営により、地方公営企業では実施できない新たなサービスを創出」との記載や、同選定要件②においても「ガス・電力の一体経営による新たなサービスの創出」の記載もあるように、民間にこのようなサービスに向けた実現インセンティブを与えるための条件設定が重要であり、検討をするもの

●先行事例整理

調査した範囲においては、新たなサービスの提供に関する事例として以下の記載がある。

	都市名	募集要項等の記載文言
①	柏崎市	(ア) 一般ガス導管事業とガス小売事業が一体となって、公営企業ではできなかった多様なサービスを提供することにより、お客さまの満足度の向上を図ること。 (イ) 積極的な営業活動により、ガスの新しい利用形態の普及に取り組み、需要の増加を目指すこと
②	福井市	② 公営事業者では提供が難しいサービスの新規提供等、ガス小売全面自由化による多様なサービスを提供することにより、お客様の満足度の向上に努めること。 ③ 積極的できめ細かな地域密着の営業展開を図り、都市ガス普及率の向上や機器販売促進に努めること。 ④ 現在、市で開催しているガス展やガス器具特別販売セール等のイベントを継続すること。 ⑥ ガス器具の販売・リース・修繕・保守・点検等のサービスの維持とそれに係るお客様負担の維持及び低廉化を図ること。 ⑦ 都市ガス用警報器の貸出しサービスを継続すること
③	にかほ市	・需要家の利便性向上を図ること。 ・ガスの新しい利用形態の普及に取り組み、需要の増加を目指すこと。 ・器具の販売や修理等のサービス展開が可能であること。
④	見附市	・ガス小売事業及び一般ガス導管事業が連携・協力し、公営企業ではできなかった多様なサービスを提供することにより、お客様の利便性向上を目指すこと。

2-2-2 . 料金自由化に伴うサービス向上を促すための条件化(2/2)

MS確認事項

●対応方針

公募事業者から具体的な新サービスの実現を提案として促すためには、ある程度具体的なサービス提供の可能性をMSで把握することが重要である。そこで、【図2-2-2】のような具体的なサービスの提供可能性を把握し、可能性の高低で「条件化（義務）」「要請事項（努力義務）」等を判断することとする。

【図2-2-2】 期待するサービス内容と条件化等のイメージ図

期待するサービス・内容の抽出(例)		導入状況(提案事例)	先進事例における条件設定の状況	条件での取扱イメージ	
				提案事項	要求水準
市民サービス向上 家庭用サービス	新たな料金メニュー	※具体的な企業名はあえて記載から抜いております。	条件設定せずとも導入	積極的な実現を条件設定	具体的な内容を条件設定
	セット割引(ガスを電気、通信サービスなどとセットで割引)		条件設定により提案事例あり		
	ポイントサービス		提案事例なし(条件設定により提案可能性あり)	努力義務として条件設定	一定の取組実施を条件設定
	駆けつけサービス(水まわりや鍵、窓ガラスのトラブル対応)				
	住まいサービス(小修繕・リフォーム、安全対策、家事代行等)				
	ガス機器の販売・リース・メンテナンス				
	見える化サービス(WEBでガス電気の使用量や料金を確認)				
家電制御サービス(スマホ等で家電を遠隔制御)	提案事例なし(条件設定により提案可能性あり)	努力義務として条件設定	一定の取組実施を条件設定		
業務用サービス				設備運営・運営サポート	
				機器の販売・リース・レンタルサービス	
				機器導入・メンテナンスサービス	
				省エネ法令・補助金等対応サービス	
				天然ガス自動車スタンド運営	
				LNG・LPG販売	
	環境への取組支援(都市ガス化提案・環境新技術開発)	条件設定の検討必要			

※上記イメージ図では、家庭用サービスの向上に関しては、「先進事例における条件設定の状況」欄のうち、緑色部分にある通り、実際に募集要項等でサービス向上を促す「条件化」または「要請事項」を入れた際に、実際に提案書に民間が提案してきたサービス向上策となっている。

よって、本案件で家庭用サービスはもちろん、業務用サービスでも一定の条件化や要請事項化することで、提案を引き出せる可能性のイメージ図としている。

2-3-1. 地域雇用促進の条件化

MS確認事項

●背景

地域雇用の拡大は行政としても事業持続可能性の観点からも重要な要素であり、また、事業譲受会社による新サービスの展開で企業業績が伸び、雇用の創出も期待される。基本方針の選定要件③地域経済の活性化において「積極的な地元雇用の創出」との記載もあり、どのような条件付けが行えるのかにつき検討を行うもの

●先行事例整理

調査した範囲においては、以下の事例で規定されている。

	都市名	募集要項等の記載文言
①	柏崎市	・I 地域の活性化 （ア）地元のガス関係事業者と連携を図り、円滑に事業を実施するとともに、地域の発展を促す事業の展開を図ること。 （イ）地域雇用の拡大に努めるとともに、地域産業に対する貢献を行うこと
②	福井市	・地域雇用へ配慮することとし、地域の発展を促す事業の展開に努めること。
③	にかほ市	・事業活動を通じて、地域産業の活性化、雇用の創出等が図られること。
④	見附市	・事業活動を通じて、地域産業の活性化、雇用の創出等が図られること。

●対応案

ガス事業と発電事業の一体的譲渡ということもあり、相乗効果等でどのような地域雇用の促進が考えられるのかMSにおける民間の意見の結果も踏まえて、先行事例と同様に要請事項（努力義務）とするのか、より具体的な条件化を求めていくかの、最終判断を行う。

2-4. 災害時、緊急時の事業持続性確保のための条件化(1/2)

MS確認事項

●背景

近年の大規模災害の多発をうけ、市民と企業、市と企業、地域と企業の連携がますます重要になってきているため、事業譲受会社との間でも様々な連携が必要不可欠である。

よって、災害時、緊急時にガス・発電事業の持続性確保するためにどのような条件化が必要か検討するもの

●先行事例整理

調査した範囲においては、以下の事例で規定されている。

	都市名	募集要項等の記載文言
①	柏崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・カ 市上下水道事業との連携 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 本事業譲渡後も、市上下水道事業と適切な連携を図ること。 (イ) 災害発生時においては、市上下水道事業と連携して復旧活動をする事。 (ウ) 市水道事業用地に敷設しているガス設備の維持管理においては、市との協定等により行うこと
②	福井市	<ul style="list-style-type: none"> ・市との連携等について <ul style="list-style-type: none"> ② 工事施工時等、譲渡後も市の上下水道事業と適切な連携を図ることとし、災害時には市の上下水道事業と連携して復旧活動を行うこと。 ③ 市上下水道事業用地に敷設しているガス設備については、市との協定等により適切に維持管理を行うこと。 ④ 本市ガス事業の歴史的資産であるガス燈について、市関係部局と連携し、知恵を出し合い、まちづくりの資産として存続・活用を図ること。 ⑤ 市と連携し、効率的かつ効果的な方法で確実に業務引継ぎを行うこと。
③	にかほ市	<p>【にかほ市のみ要請事項としての記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 平常 時及び有事における市行政との連携について 平常時から行政と市民生活の安定のため、密接に連携、協力を図ること。また、災害時に備え市との災害協定を結び、指定された施設へのガス供給に努めること。 ⑦ 東北及び秋田県のガス協会について 一般社団法人 日本ガス協会東北部会及び秋田県都市ガス協会における地位を継承し、管内事業者との連携を維持すること。
④	見附市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業譲渡後も市上下水道事業と適切な連携を図ること。 ・ 災害発生時においては、市上下水道事業と連携して復旧活動すること

2-4. 災害時、緊急時の事業持続性確保のための条件化(2/2)

MS確認事項

●対応方針

市としても企業局総合防災計画の中に組み込まれていた発電・ガス部分が事業譲受会社に切り離されるため、事業譲受会社とどのような連携のあり方があるのか等を検討をすすめるうえでも、MSでのアイデア等を踏まえた上で、条件化または、要請事項等につき整理した上で、審議・最終判断を行う。



さらに、事業者との連携をさらに推し進め、市の基本方針においては、「まちづくりに関する市との連携」も期待しているところ。

具体的には、**SDGsの推進等に向けた連携関係の構築**を検討しているところでもあり、MSを通じて、このような連携関係の構築に関する民間の反応も確認し、例えば提案要領の中に盛り込む等の最終判断を行う。

2-5. 現委託業者の活用(1/2)

●基本方針

基本方針でも 基本条件(3) 本市内事業者の活用として、「これまでガス事業及び発電事業を支えてきた技術力を有する本市内の事業者との連携を引き続き図るよう、事業承継者に対し求めていく」とし、選定要件③ 地域経済の活性化においても「技術力を有する市内事業者との連携」が記載されているところ。

●先行事例整理

調査した範囲においては、現行事業者の活用につき、「要請事項」として以下の事例がある。

	都市名	募集要項等の記載文言
①	柏崎市	<p>ア 市ガス公認工事店等の処遇について お客様の利便性及び地域経済の発展という面から、市ガス公認工事店が引き続き事業を行えるよう、指定工事店として認定すること。加えて、講習等を実施し、常に技術力向上のために誠意をもって対応すること。 また、本支管等の工事の発注についても、市の入札参加資格のある地元事業者に優先的に発注するよう配慮に努めること。加えて、講習等を実施し、常に技術力向上のために誠意をもって対応すること。</p> <p>イ 地域貢献、地元雇用について 市ガス事業がその事業遂行において行ってきた地元事業者の活用や、委託業務等を通じた地元雇用に維持・拡大するように努めること。</p>
②	福井市	<p>①地元のガス関係企業等の処遇について お客様の利便性及び地域経済の発展という面から、市の入札参加資格のある市ガス本管工事業者を指定業者として認定するとともに、ガス供給施設工事公認業者、簡易内管施工登録店についても、指定工事店として認定し、優先的に発注するよう努めること。加えて、講習等を実施し、常に技術力向上のために誠意をもって対応すること。また、市ガスサービスショップについては、ガス消費機器等の販売に係るガス消費機器等の卸売を行うこと。加えて、お客様サービスの向上のため、連携を図るよう努めること。</p> <p>② 地域貢献、地元雇用について 保安の確保の面から、市ガス事業がその事業遂行において行ってきた地元事業者の活用や地元雇用に維持・拡大するように努めること。</p> <p>③ 市が委託している検針業務に従事している検針員について 現在、市が検針業務を委託している事業者において、業務に従事している検針員の希望に基づき、転籍やその他契約形態による雇用を継続するよう努力すること</p>

2-5. 現委託業者の活用(2/2)

● 先行事例整理 (つづき)

	都市名	募集要項等の記載文言
③	見附市	<p>① 市ガス公認工事店等の処遇について 市民及びお客様の利便性及び地域経済の発展という面から、市ガス公認工事店及び簡易内管施工登録店が引き続き事業を行えるよう、指定工事店等として認定すること。また、現市ガス事業の供給区域内での本支管工事等を市ガス公認工事店へ優先的に発注するように努めること。 これまでの市ガス工事実績等を事業主体での実績と認め、講習等を実施し、常に技術向上のために誠意をもって対応すること。</p> <p>② 地域貢献、地元雇用について 地元事業者の活用や、委託業務等を通じた地元雇用を維持・拡大すること。</p>
④	にかほ市	<p>① 市ガス供給施設工事指定業者等の処遇について 市が工事業者として指定している事業者及び指定業者が結成し管理者が承認した協会について、導管工事等の発注に際し契約対象として誠意をもって対応すること。また、技術力向上のための指導対象として、誠意をもって対応すること。</p> <p>② 市が検針業務を委託している検針員の処遇について市が検針業務を委託している検針員の処遇について、本人の希望があるときは、契約の継続について対応すること。</p>

● 対応方針

先行事例、当市の実情を踏まえ、「要請事項(案)」としては、以下を想定している。(現在精査中)

募集要項等の記載予定文言
<p>1. 市ガス公認工事店等の処遇について お客さまの利便性及び地域経済の発展という面から、市ガス公認工事店が引き続き事業を行えるよう、指定工事店として認定すること。加えて、講習等を実施し、常に技術力向上のために誠意をもって対応すること。 また、本支管等の工事の発注についても、市の入札参加資格のある地元事業者に優先的に発注するよう配慮に努めること。加えて、講習等を実施し、常に技術力向上のために誠意をもって対応すること。</p> <p>2. 地域貢献、地元雇用について 市ガス事業がその事業遂行において行ってきた地元事業者の活用や、委託業務等を通じた地元雇用を維持・拡大するように努めること</p>

会議後の情報公開について

市民との情報共有の観点から、各回の委員会終了後、遅滞なく、以下の事項をホームページにより公開することとしたい。

- ① 開催日時
- ② 次第
- ③ 出席委員名簿
- ④ 会議資料（非公開部分を除く。）
- ⑤ 議事要点（公開することが適当と認められる事項。ただし、情報公開条例上の非公開情報を除く。）

【関係条文抜粋】

金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例

（市の役割）

第5条

2 市は、施策の企画立案、実施及び評価の過程において情報の積極的な提供及び公開を推進し、説明責任を果たすことにより、市民と情報を共有するよう努めなければならない。